

◆法学部での学習のヒント

2019(平成31)年度以降入学生用

法学部で何をどう学ぶか—コース制の説明を兼ねて—

目 次	
	頁
はじめに	46
I. 大学ではどのように学ぶのか	47
1. 学び方は自由だが、専門教育科目には履修モデルとしてのコース制がある	
2. 専門教育科目を学ぶための基礎力をつけよう	
3. 教養教育科目・外国語科目をどう学ぶかも大切なこと	
4. 全国の法学部生と競い合ってみよう	
II. 専門教育科目の学び方（その1）—コース制について—	48
1. 政策・行政コース	
2. 企業法務コース	
3. 法律専門職コース	
4. コースの登録・履修方法	
III. 専門教育科目の学び方（その2）—各分野の勉強へのアドバイス—	52
1. 公法を中心に学ぶときには	
2. 私法を中心に学ぶときには	
3. 法をいろいろな角度から見るためには	
IV. 演習科目（ゼミナール）はよく考えて選ぼう	53
V. 「演習二部」・「卒業試験」は選択必修	54
VI. 大学院進学について	54
1. 法科大学院（法務研究科）	
(1) 法科大学院とは何か	
(2) 法科大学院に進学するための試験	
(3) 法科大学院入試への対策	
2. 法学研究科	
VII. 勉強質問メール	56
ま と め	56
《資料》各種試験のために履修が必要な科目	57
専門教育科目とコース別卒業要件	58

はじめに

法学部に入学された皆さん、入学おめでとうございます。

皆さんは、これから4年間、この法学部で、法律に関する科目を中心に学んで卒業し、「学士（法学）」という称号を受けることになります。しかし、「法律を勉強しようという意気込みはあるが、具体的に、何をどうやってよいのかについてはさっぱりわからない」というのもまた、多くの人たちの実感だろうと思います。これまで皆さんは、法とか法律についてほとんどといってよいほど教わってこなかったわけですから、そうした暗中模索の状態にあるのは、むしろ当然のことです。

なかには法律や法学についての予備知識をすでにもち、「こんな法律の勉強をして、こんな職業につきたい」という

具体的希望をもっている人がいるかもしれません。しかし、私たち大学教員から見ると、そうしたイメージや希望は、しばしばひじょうに部分的で偏っています。また、それまでまったく興味がなかった分野でも、講義をきっかけに勉強してみたら意外に面白かった、という話もよく聞きます。ですから、最初から自分の視野を狭めてしまうことがないようにすることも大切です。

I. 大学ではどのように学ぶのか

1. 学び方は自由だが、専門教育科目には履修モデルとしてのコース制がある

大学での生活は高校までとかなり違います。その違和感を軽減し法学部の学生となった皆さんが充実した学生生活を送るための学習の土台を提供するために、1年生前期に専門導入科目として「法学部生入門」を開講しています。「法学部生入門」では、大学の仕組み、講義・ゼミの受け方、レポートの書き方など、大学生活に必須の基本的な情報を提供し、並びに、卒業後のキャリアをイメージし、将来の目標を早めに設定するための学習を行います。ぜひ、「法学部生入門」を受けて下さい。

大学のカリキュラムは、高校までと比べて必修科目が少なく、自由選択の範囲がかなり大きいので、勉強する科目を自分で決めなければなりません。そのことで、皆さんは、自分の勉強したい科目を自由に学ぶことができますが、他方で、どのような科目を勉強したらいいのかと戸惑うことになるでしょう。

そこで、法学部のカリキュラムでは、専門教育科目について、学生の進路希望や勉強の関心に合わせたコース制を設けています。これは、履修モデルとしてのコース制であり、学生の希望する進路や関心ごとにどのような分野に重点をおいて勉強すべきかについての、ひとつのガイダンス(指針)の役割を果たすものです。のちに、詳しく説明します。

2. 専門教育科目を学ぶための基礎力をつけよう

この大学要覧の中にとじてある灰色の部分「22.学科課程(カリキュラム)・カリキュラムマップ」を見てください。その中に「専門教育科目」の欄があり、その最初にあるのが「導入科目」です。そこには3科目(法学部生入門、法学の基礎、政策・行政入門)が含まれています。この3科目は、専門教育科目を本格的に学ぶのに必要な基本的知識・能力を身につけてもらうためにおかれた導入科目です。「法学部生入門」と「法学の基礎」は1年生の前期、「政策・行政入門」は後期に履修します。

「法学部生入門」についてはすでに触れました。「法学の基礎」は、法学を学ぶのに必要な基礎的諸概念、さらに公法と私法という法の区分や民事裁判と刑事裁判の違い、司法実務の現実等を概説しますので、法律学の世界や法を使う現物をイメージできるようになるでしょう。また、「政策・行政入門」では、政策と行政さらに公共政策について、その機能と具体例を学びます。これら3つの導入科目は、いずれもこれからの法学の勉強の基礎となる内容を含んでいる重要なものですので、3科目すべての履修が望まれます。

3. 教養教育科目・外国語科目をどう学ぶかも大切なこと

皆さんは、1年～2年次において専門教育科目のほかに多くの教養教育科目・外国語科目を履修することになります。

教養教育科目は、皆さんに知的世界の広がりを与えてくれます。それは、専門教育科目で学ぶことの理解を深めるためにも必要ですし、専門に埋没せず、広い視野からものごとを考えられるようになるためにも必要です。本学は、教養教育を充実させています。TGベーシックは高校教育から大学教育への橋渡しとなるような基礎的な内容の授業を多く用意しています。さまざまな教養教育科目を受講することによって「学士力」を身につけましょう。

外国語科目の勉強は、国際化社会に対応する能力を高めると同時に、専門教育科目の理解を深めるためにも必要です。

また、外国語科目については、関係する資格試験で一定の成績を収めた場合には、それを単位として認めるという制度もあります。詳しくは法学部履修細則第15条の3をご覧ください。

4. 全国の法学部生と競い合ってみよう

一般的に、日本では、大学に入学した後にどれだけ勉強の成果を上げたかよりも、どの大学に入学したかということで、学生の力を判断しがちです。しかし、法学部生の「実力」は、法学部に入ってから勉強の成果でしか測れないはずで、そこで、入学した大学に関係なく、どこの法学部でも学ぶ基本的な科目について、「法学検定試験」という全国共通試験があります。法学部では、東北学院大学から受験する人たちをまとめて扱ってもらう団体受験を実施し、受験しやすいよう配慮しています。

「法学検定試験」はベーシック〈基礎〉コース、スタンダード〈中級〉コース、アドバンスト〈上級〉コースまであり、ベーシック〈基礎〉コースは大学2年生終了程度、スタンダード〈中級〉コースは大学3年生終了程度、アドバンスト〈上級〉コースは大学4年生終了程度と言われています。スタンダード〈中級〉コース、アドバンスト〈上級〉コースに合格すると、第7類「卒業試験」または第8類「法学専門技能」の単位が認定されます。法学部で学んだことを確かめる機会ともなりますので、ぜひ挑戦してください。

Ⅱ. 専門教育科目の学び方（その1）—コース制について—

前述のように、法学部のカリキュラムは、専門教育科目の履修についてコース制を採用しています。これは、学生がどのような進路を希望する場合に、法学部のどのような分野の科目を重点的に履修すべきかをアドバイスすることをめざした履修モデルとしての性格が強いコース制です。皆さんは3つのコースから1つを選ぶことになります。もっとも、選んだコースを登録するのは2年生の4月です。それぞれのコースを選んだ場合、どのように専門教育科目を履修しなければならないのかについては、62頁の「専門教育科目とコース別卒業要件」の表を見てください。表にはコースごとに専門教育科目のどこから何単位を修得しなければならないかが示されています。この表を見ながら、以下の各コースの説明を読んでください。

1. 政策・行政コース

主として公務員（国家公務員、地方公務員〔警察官、消防官を含む〕、団体職員など）となることを目指す人のためのコースです。行政機関に関わる法的・政治的問題、行政機関と市民・民間との関係を中心に、広い分野の法学・政治学の知識を身につけ、公共の利益を実現する政策に関わる人材になることを、最も重要な目標とします。

こうした公務員等になるためには、それぞれに必要な試験に合格しなければなりません。にわか勉強では絶対に合格できません。受験準備のためには、2年生以上を対象にして法学部が独自に開いている「公務員講座」などを有効に活用してください。

公務員には、一方では正確な法的知識、他方では政策的知識や柔軟な政策的思考が求められます。専門教育科目でいいますと、第1類（公法分野）の基本科目である憲法、行政法（場合によっては租税法も）や、第6類（政治学分野）の科目が不可欠なのは当然ですし、あわせて第2類（民事法分野）の民法や商法、労働法などの科目も履修する必要があります。加えて、第3類（刑事法分野）の刑法、さらには（コースの卒業要件にはなっていませんが）「経済原論」、「財政学」、「社会保障論」（いずれも第8類）なども、勉強しておいて役立つことが多いはずです。

さらに、このコースで学ぶ場合、「他学部開講科目履修制度」（他学部で開講されている科目を履修して自分の所属学部の卒業単位とすることができる制度）を利用して、経済学分野、社会学分野など、幅広い領域の諸科目を積極的に履修するとよいでしょう。

なお、各種試験を受験するために履修しておいた方がよい科目については、この「法学部での学習のヒント」の最後（「各種試験のために履修が必要な科目」、61頁）に、一覧表の形でまとめられていますので、活用してください。

2. 企業法務コース

主として企業で活躍することを目指す人のためのコースです。法的なものの考え方（リーガル・マインド）を身につけ、大学で培った法学的な分析力や判断力を、企業の活動や市民としての暮らしに活かして法的リスクの管理や法令順守等の観点から社会に貢献する人材となることを、最も重要な目標とします。このような「民間」の法律関係を

定めているのは、主として「私法」とよばれる分野の法律なので、専門教育科目としては、第2類（民事法）の科目を多く履修することになります。

特に、企業に勤めたり企業を起こしたりする場合には、経済活動に関係の深い法律である民法のうち財産法の部分（具体的には、「民法総則Ⅰ」、「民法総則Ⅱ」、「物権法Ⅰ」、「物権法Ⅱ」、「債権法総論Ⅰ」、「債権法総論Ⅱ」、「債権法各論Ⅰ」、「債権法各論Ⅱ」）、知的財産法、商法、労働法などの科目を履修することが不可欠です。あわせて「民事訴訟法Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅱ」や「倒産法」、「民事執行法・保全法」の知識も役に立つはずです。

また、第1類（公法）の「経済法Ⅰ」、「経済法Ⅱ」、「租税法Ⅰ」、「租税法Ⅱ」、「環境法」、「社会保障法」、第5類（国際法分野）の「国際法Ⅰ」、「国際法Ⅱ」、「国際法Ⅲ」、「国際法Ⅳ」、「国際経済法」、「国際私法」なども学んでおきたい科目です。その他、第8類（経済学等、その他の分野）の科目も、必要に応じて履修した方がよいでしょう。

なお、このコースで学ぶ場合も、上述の「他学部開講科目履修制度」を積極的に利用してください。

3. 法律専門職コース

法律を専門とする職業（法曹、司法書士、税理士、専門職公務員など）に就くことを目指す人のためのコースです。六法を中心とした基本的な法律を学ぶことによって、法律専門職に必要な法学の専門知識や考え方を広く身につけ、専門家として活躍しうる人材となることを、最も重要な目標とします。

これらの職業につく場合には、それぞれの試験に合格しなければなりません。これらの試験の受験科目は、いわゆる「六法」が中心ですから、このコースでは、第1類の憲法、第2類の民法、商法、民事訴訟法、第3類の刑法、刑事訴訟法の勉強は不可欠です。さらに、行政法（第1類）、倒産法、民事執行法・保全法、労働法（いずれも第2類）も基本的な法律ですので必ず学んでおくべきです。

なお、このコースを希望する人の場合も「政策・行政コース」と同様に、「各種試験のために履修が必要な科目」の一覧表（61頁）を参考にしてください。

法学部 コース別履修モデル

分 類	授 業 科 目	政策・行政	企業法務	法律専門職	難易度
導入科目	法 学 部 生 入 門	◎	◎	◎	1
	法 学 の 基 礎	◎	◎	◎	1
	政 策・行 政 入 門	◎	◎	◎	1
第1類	憲 法 Ⅰ	◎	◎	◎	2
	憲 法 Ⅱ	◎	◎	◎	2
	憲 法 Ⅲ	◎	◎	◎	2
	憲 法 Ⅳ	◎	◎	◎	2
	行 政 法 総 論 Ⅰ	◎	○	◎	2
	行 政 法 総 論 Ⅱ	◎	○	◎	2
	行 政 法 各 論 Ⅰ	○		◎	2
	行 政 法 各 論 Ⅱ	○		◎	2
	行 政 救 済 法	○		○	3
	経 済 法 Ⅰ				2
	経 済 法 Ⅱ				2
	租 税 法 Ⅰ		○		2
	租 税 法 Ⅱ				2
	環 境 法				2
	社 会 保 障 法		○		2
第2類	民 法 総 則 Ⅰ	◎	◎	◎	2
	民 法 総 則 Ⅱ	◎	◎	◎	2
	物 権 法 Ⅰ		◎	◎	2
	物 権 法 Ⅱ		○	◎	3

分 類	授 業 科 目	政策・行政	企業法務	法律専門職	難易度
第2類	債 権 法 総 論 I	○	◎	◎	2
	債 権 法 総 論 II		◎	◎	2
	債 権 法 各 論 I	○	◎	◎	2
	債 権 法 各 論 II		◎	◎	2
	家 族 法 I	◎	◎	◎	1
	家 族 法 II		◎	◎	2
	会 社 法 I	○	◎	○	2
	会 社 法 II		◎	◎	2
	会 社 法 III		○	◎	2
	商 法 I		◎		2
	商 法 II		○	○	2
	商 法 III		○		2
	金 融 法		○		2
	民 事 手 続 法 入 門	○	◎	◎	1
	民 事 訴 訟 法 I		○	○	2
	民 事 訴 訟 法 II		○	○	2
	民 事 執 行 法				3
	倒 産 法				3
	労 働 法 I	○	◎	○	2
	労 働 法 II		○		2
	知 的 財 産 法 I				2
	知 的 財 産 法 II				2
第3類	刑 法 総 論 I	◎	○	◎	2
	刑 法 総 論 II	◎	○	◎	2
	刑 法 各 論 I	○		◎	2
	刑 法 各 論 II	○		◎	2
	刑 事 訴 訟 法 I	○		○	2
	刑 事 訴 訟 法 II			○	2
	刑 事 政 策 I				2
	刑 事 政 策 II				2
第4類	法 哲 学 I				2
	法 哲 学 II				2
	法 制 史 I				2
	法 制 史 II				2
	日 本 法 と 外 国 法				2
	法 文 化 論				2
第5類	国 際 法 I	○	○	○	2
	国 際 法 II	○	○	○	2
	国 際 法 III				2
	国 際 法 IV				2
	国 際 経 済 法				3
	国 際 私 法				2
第6類	政 治 学 I	◎			2
	政 治 学 II	◎			2
	政 治 思 想 史 I	○			2
	政 治 思 想 史 II	○			2
	国 際 政 治 論 I	○			2
	国 際 政 治 論 II	○			2
	比 較 政 治 論 I				2
	比 較 政 治 論 II				2

分 類	授 業 科 目	政策・行政	企業法務	法律専門職	難易度
第6類	地 方 自 治 論 I	◎			2
	地 方 自 治 論 II	◎			2
	行 政 学 I	◎			2
	行 政 学 II	◎			2
	平 和 学				2
第7類	基 礎 演 習 I	◎	◎	◎	1
	基 礎 演 習 II	◎	◎	◎	1
	演 習 一 部	◎	◎	◎	2
	演 習 二 部	◎	○	○	3
	卒 業 試 験				3
	コ ー ス 総 合 演 習 A	○	○	○	2
	コ ー ス 総 合 演 習 B	○	○	○	2
	外 国 書 講 読				2
	法 曹 養 成 実 習 I				2
	法 曹 養 成 実 習 II				2
	法 曹 養 成 実 習 III				3
第8類	経 済 原 論 I				2
	経 済 原 論 II				2
	国 際 経 済 論 I				2
	国 際 経 済 論 II				2
	財 政 学 I				2
	財 政 学 II				2
	社 会 保 障 論 I				2
	社 会 保 障 論 II				2
	海 外 研 究 I				2
	海 外 研 究 II				2
	法 学 専 門 技 能				2
	コミュニケーション技能				2
第9類	専 門 特 殊 講 義				2
	◎ の 単 位 数	52	50	64	1 = 初級 2 = 中級 3 = 上級
	○ の 単 位 数	38	40	28	
	◎ と ○ の 合 計 単 位 数	90	90	92	

〈コースと主な進路との関係〉

コース \ 目標	国家一般 地方上級 団体職員* ₁	警察官 消防官 刑務官 自衛官	政治家 ジャーナリスト NPO、NGO	民間企業 経済団体* ₂	法律専門職* ₃
政策・行政コース	◎	◎	○	△	△
企業法務コース	△	△	○	◎	○
法律専門職コース	○	△	○	△	◎

◎：コースと進路との関係が非常に強い。

○：コースと進路との関係がやや強い。

△：コースと進路との関係がある。

* 1 団体職員とは、独立行政法人、財団法人、社団法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人、宗教法人、農協、漁協、生協などの組織で働いている人です。

* 2 経済団体とは、商工会議所、東北経済連合会、日本経済団体連合会などを指します。

* 3 法律専門職とは、法曹（裁判官、検察官、弁護士）、司法書士、税理士、専門職公務員（国税専門官、労働基準監督官）、裁判所事務官などを指します。

4. コースの登録・履修方法

皆さんは、上に挙げた3つのコース制のうちのどれか1つのコースで卒業することになります。まず、2年生の4月に選択するコースを登録しなければなりません。皆さんは、ここで登録したコースの卒業要件を満たすことを考えながら、2年・3年の履修計画をたてることになります。

しかし、実際には、勉強を続けていくうちに2年次に登録したコースを変えたいと思う人も出てくるかもしれません。そこで、3年次の4月には、コースの変更を認めます。これ以降は、コースの変更は認めません。選択（登録）したコース以外の卒業要件を充足しても、選択（登録）したコースの卒業要件を充足しなければ、卒業できません。

どのコースを選択するか1年生のときからよく考え、計画的に履修することが重要です。各コースで卒業するために必要な要件は、前述のように62頁に「専門教育科目とコース別卒業要件」としてまとめてありますので、よく確認しておいてください。

コース制については、もうひとつ注意しておくことがあります。それは、このコース制のもとでは、各コースが卒業要件として求めている単位数を修得しても、それだけで卒業に必要な単位数にはならないということです。法学部を卒業するためには合計124単位以上の修得が必要ですが、そのうち専門教育科目については76単位以上の修得が必要です。ところが、各コースで卒業に必要とされる専門教育科目の単位の合計は36～38です。つまり、卒業のためには各コースが要求する単位数のほかに38～40単位の修得が必要だということです。

例えば、皆さんが企業法務コースを選んだと仮定しましょう。そして、企業法務コースが要求する専門科目の単位、すなわち導入科目から4単位、第1類から4単位、第2類から18単位、第3類から2単位、第6類から6単位、そして第7類から2単位をすべて修得したとしましょう。その場合でも、皆さんは、卒業のためにさらに専門教育科目から40単位以上（ $76 - 36 = 40$ ）を修得しなければなりません。その40単位は、専門教育科目であればどの類のどの科目の単位でもかまいません。

Ⅲ. 専門教育科目の学び方（その2）—各分野の勉強へのアドバイス—

法学部で学ぶ専門教育科目は、いくつかの専門分野に分けることができます。専門教育科目の第1類～第6類は、ほぼその領域区分に従ったものです。第1類は公法、第2類は民事法（私法）、第3類は刑事法、第4類は基礎法と外国法、第5類は国際法、第6類は政治学という専門分野に対応しています。

専門分野を区分するというのは決して簡単ではありません。しかし、法学部での学び方を考えるとき、専門区分を意識しながら、ある分野を中心に学ぶということは意味のあることです。ここでは法学部での履修における代表的タイプとして、①公法を中心に学ぶタイプ、②私法を中心に学ぶタイプ、③法をいろいろな角度から幅広く学ぶタイプを取り上げ、それぞれに対して簡単なアドバイスをします。というのも、一般に、法律は「公法」と「私法」に大別されると考えられているからです。詳しくは講義で聴いてください。

1. 公法を中心に学ぶときには

公法とは、国・地方公共団体と個人の関係、および国・地方公共団体内部の関係についての法をいいます。公法の典型は憲法と行政法です。したがって、公法を学ぶ場合には、憲法と行政法（ともに第1類）の履修は欠かせません。憲法は「憲法Ⅰ」、「憲法Ⅱ」、「憲法Ⅲ」及び「憲法Ⅳ」からなり、「憲法Ⅰ」及び「憲法Ⅱ」は1年生から履修できます。行政法は、「行政法総論（Ⅰ・Ⅱ）」、「行政法各論（Ⅰ・Ⅱ）」、「行政救済法」の5つに分かれており、配当学年は3年生及び4年生ですが、いずれも履修は欠かせません。そのほかに、国際公法とよばれる分野の科目である第5類の「国際法（Ⅰ～Ⅳ）」、「国際経済法」や、行政法の一部である地方自治法に関連する「地方自治論（Ⅰ・Ⅱ）」（第6類）も履修しておきたい科目です。

刑事法（第3類）は、第1類とは区別されていますが、広い意味での公法に属します。刑法は法律学全体のなかでも最も基本的科目の一つですから、公法を重点的に学ぶ以上、「刑法総論（Ⅰ・Ⅱ）」、「刑法各論（Ⅰ・Ⅱ）」の履修は不可欠です。そのほか、「刑事訴訟法（Ⅰ・Ⅱ）」、「刑事政策（Ⅰ・Ⅱ）」もあわせて履修しておいたほうがよい科目です。第6類の政治学関係科目も、第1類の科目と近い関係にあるものが多いので、できるかぎり履修しておいた方が

よいでしょう。

2. 私法を中心に学ぶときには

私法とは、私人（企業を含む）間の関係についての法のことをいいます。私法の典型は民法と商法（ともに第2類）です。私法を中心に学ぼうとするのであれば、民法と商法の履修は不可欠です。民法は非常に幅の広い領域を扱っており、条文の数も多いので、「民法総則（Ⅰ・Ⅱ）」、「物権法（Ⅰ・Ⅱ）」、「債権法総論（Ⅰ・Ⅱ）」、「債権法各論（Ⅰ・Ⅱ）」、そして「家族法（Ⅰ・Ⅱ）」、と10科目に分かれています。そのうち「民法総則Ⅰ」と「家族法Ⅰ」は1年生で履修できます。民法全体、さらには私法全体を理解するうえでとても重要な科目ですから、必ず履修し、内容をきちんと把握してください。

商法も範囲が広いので、「会社法（Ⅰ～Ⅲ）」、「商法Ⅰ（総論）」、「商法Ⅱ（証券・決済）」、「商法Ⅲ（商取引・保険）」、「金融法」という7科目に分けられています。商法について注意しなければならないのは、民法を履修しないで商法を受講しても理解できないということです。商法の講義は民法についての知識が前提となっているからです。このようなことが法律の勉強ではしばしばあります。法律は順序だてて勉強しなければならないのです。

私法を中心に勉強するためには、民法と商法のほかに、第2類にあるすべての科目、つまり「民事手続法入門」、「民事訴訟法（Ⅰ・Ⅱ）」、「民事執行法・保全法」、「倒産法」、「知的財産法（Ⅰ・Ⅱ）」、そして「労働法（Ⅰ・Ⅱ）」は、いずれも履修が不可欠です。第2類以外にも私法に関連する科目があります。まず、国際化の進展が著しい今日、第5類の国際私法の履修が必要です。さらに、第1類では「経済法（Ⅰ・Ⅱ）」の履修が必要ですし、できれば「租税法（Ⅰ・Ⅱ）」も履修すべきです。

3. 法をいろいろな角度から見るためには

公法や私法という、いわゆる「実定法」について学ぶだけが法学ではありません。法の知識をもっと広げ、より深めるためには、第4類にある「法哲学（Ⅰ・Ⅱ）」、「法制史（Ⅰ・Ⅱ）」、「日本法と外国法」、「法文化論」といった基礎法学とよばれる分野の科目を履修することが有益です。これらを勉強することによって、法という社会規範の性質を、広い背景の中に位置づけて理解することができるからです。

また、「政治学（Ⅰ・Ⅱ）」、「政治思想史（Ⅰ・Ⅱ）」、「比較政治論（Ⅰ・Ⅱ）」、「国際政治論（Ⅰ・Ⅱ）」、「行政学（Ⅰ・Ⅱ）」、「地方自治論（Ⅰ・Ⅱ）」、「平和学」といった政治学分野（第6類）の科目や、第8類にある経済学関係の科目も、社会現象と法との関係を別の観点からとらえ直し、実定法の政治的・経済的意味を学ぶために役立ちます。

このように、公法、私法といった区分にこだわらず、法をより広い視野から、あるいは別の観点から見ることに関心があり、基礎法の科目を履修しようとする場合でも、公法や私法の基本科目（憲法、行政法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法）の履修は必要です。基本的な法の知識が、基礎法を理解する前提となっているからです。

政治や行政に関する勉強をしたいと思っている場合、第6類の科目を履修するのは当然のこととして、そのほかに憲法、行政法、国際法、労働法、経済法などを履修すること、さらには第8類の経済学関係科目を履修することが有益です。

Ⅳ. 演習科目（ゼミナール）はよく考えて選ぼう

大きな教室で行なわれる講義科目は、どちらかというと先生の話をよく理解することが学習の中心です。これに対して、小教室で先生から直接的に指導を受け、少人数の参加者との意見交換を通して、あるテーマについての学問的な理解を深め、最終的に論文形式のレポート（＝自分自身の作品）としてまとめあげる場が演習（ゼミナールあるいは略してゼミともいいます）科目です。学科課程（カリキュラム）の第7類にある、「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」、「演習一部」、「演習二部」、「コース総合演習（A・B）」がそれにあたります。また、少人数で外国語（英語・ドイツ語・フランス語など）の専門書を読む「外国書講読」も演習科目に入ります。

演習科目の特徴は、多くの先生がそれぞれ独自の授業内容を提示して参加者を募集し、皆さんは自分の希望する先生の演習クラスを選ぶことができる点にあります。「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」、「演習一部」、「演習二部」について

は、毎年それぞれ20人前後の先生が演習クラスを募集します。「コース総合演習（A・B）」については、政策・行政コース、企業法務コース、法律専門職コースのそれぞれのコースに対応した演習です。たとえば、「コース総合演習A〈政策・行政コース〉」、「コース総合演習B〈企業法務コース〉」という形式で開講されます。「コース総合演習（A・B）」の定員は、それぞれ50～60人ですので、「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」、「演習一部」、および「演習二部」と比較すると、定員が多いです。「コース総合演習（A・B）」の演習内容は、それぞれのコースの発展的な内容となっています。外国語講読については、英語、ドイツ語、フランス語などのクラスが開講されますので、外国語をより勉強したい場合には、受講して下さい。演習科目では1クラスの人数の上限があり、希望者が多い場合は選抜されることになるので、希望した先生のクラスに必ず参加できるわけではありません。第一希望のクラスに採用されなかった人のために、第2次募集で別のクラスに応募する機会があります。

演習は、他人の意見をよく聞き、資料を読み、自分の意見を論理的にまとめ、それを述べたり書いたりする訓練の場になります。そのような訓練は、就職活動や社会生活の中でも必ず役に立つはずですから、積極的に参加して下さい。本学部の場合、演習科目を履修するかしないかは（「演習二部」を除いて）自由になっていますが、上に述べた演習科目の趣旨からいえば、「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」、「演習一部」、「演習二部」はできる限り履修すべきです。

どの専門分野のどの先生の演習に参加するかを決めることは、皆さんの勉学生活にとって重要な選択です。それは、皆さんが法学部で特にどんな勉強をしたいと考えるかと直接的に関係するからです。自分の学問的関心を基準に選ぶのも一つの方法でしょうし、将来の職業選択との関連で選んでもかまいません。大事なものは、よく考えて、方針をもって選ぶことです。

V. 「演習二部」・「卒業試験」は選択必修

法学部では、卒業時の学士力を保障するために、専門教育科目第7類「演習二部」と「卒業試験」を選択必修としています。「演習二部」または「卒業試験」の単位を修得しないと、法学部を卒業することはできません。「演習二部」は4年次開講の演習ですので、4年生になりましたら、「演習二部」を履修登録し、単位を修得して下さい。

「卒業試験」は、法学部独自に卒業試験を実施し、一定程度以上の成績をおさめないと、「卒業試験」の単位を修得することができません。4年生になりましたら、「卒業試験」も履修登録して下さい。

ところで、「卒業試験」は、学外の試験に合格すると、単位が認定されます。学外の試験とは、①司法試験予備試験、②司法書士試験、③弁理士試験、④行政書士試験、⑤宅地建物取引士試験、⑥土地家屋調査士試験、⑦不動産鑑定士試験、⑧マンション管理士試験、⑨社会保険労務士試験、⑩公認会計士試験、⑪税理士試験、⑫知的財産管理技能検定1級、⑬知的財産管理技能検定2級、⑭ビジネス著作権検定上級、⑮ビジネス著作権検定初級、⑯法学検定アドバンスト〈上級〉コース試験、⑰法学検定スタンダード〈中級〉コース試験、⑱ビジネス実務法務検定試験1級、⑲ビジネス実務法務検定試験2級、および⑳ビジネス実務法務検定試験3級の20種類です。これらの試験は、大学卒業後も役に立ちますので、1年生のうちから、これらの試験を積極的に受けて、「卒業試験」の単位が認定されるようにしましょう。

VI. 大学院進学について

皆さんの中で、法学部卒業後に大学院に進学することを考えている人がいると思います。大学院には2つの性格の異なったものがあります。ひとつは、司法試験合格をめざすことになる法曹養成のための法科大学院（法務研究科）です。もうひとつは、法学の学問研究を続け、修士論文・博士論文を書くための大学院（法学研究科）です。前者については少し詳しく、後者については簡単に説明しておきます。

1. 法科大学院（法務研究科）

（1）法科大学院とは何か

2004年（平成16年）度から、法曹（裁判官、弁護士、検察官）を養成する仕組みが大きく変わりました。法曹になるために司法試験に合格しなければならないという点は同じですが、2006年（平成18年）から開始された司法試験（試験の仕組みを少し変えたので「新司法試験」と呼ばれました）の受験資格を得るには、法科大学院を修了することが

前提となったのです。現在は、法科大学院を修了しない場合には「司法試験予備試験」を受験して司法試験受験資格を取得することも可能です。司法試験の合格者数は毎年約2000人弱で、2015（平成27）年度は1850人、2016（平成28）年度は1583人、そして2017（平成29）年度は1543人でした。したがって、皆さんが司法試験に合格して法曹になるには、法科大学院を修了するという道を選ぶ必要があります。

法科大学院は3年で修了するのが原則です。法科大学院には法学部を卒業していない人、法学を学んでいない人でも入学できます。しかし、法律全般に関わる知識をわずか3年で、しかも高い水準で修得することを求められる法科大学院では、法学部を卒業していることがとても有利であることはまちがいありません。

また、法科大学院は、法学に関してすでに一定水準以上の学力・知識をもっている人については、2年で修了できる課程（「既修者コース」といいます）を設けています。既修者コースに入学するには、各法科大学院が実施する「既修者認定試験」に合格しなければなりません。

(2)法科大学院に進学するための試験

では、法科大学院に入るには、どうすればよいのでしょうか？

各法科大学院は独自の入学試験を実施しています。試験の仕方はさまざまですが、共通しているのは小論文試験です。そのため、小論文対策がポイントになります。

なお、法科大学院の既修者コースの合格を目指すためには、憲法、民法、刑法について深く勉強することは当然ですが、加えて、行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法もしっかり勉強しましょう。

(3)法科大学院入試への対策

法科大学院入試への対策の中心となる科目は「法曹養成実習（Ⅰ～Ⅲ）」です。法科大学院への進学を考えている人は、必ずこの科目を履修してください。3年間の履修をとおして、法科大学院しかも既修者コースの合格に必要な学力をつけることができるはずです。

また、法学部で開講している課外講座「法科大学院対策講座」を併せて利用することが有効です。その点については法曹養成実習の授業の中で説明します。

2. 法学研究科

法学部を卒業したのち、さらに勉強を続け、より専門的な研究がしたい人のために、大学院法学研究科があります。法学研究科には2つの段階（課程）があります。最初が「博士課程前期課程」で2年の課程です。制度改革で、この課程には従来型の法学・政治学研究者養成を目指す法学研究コース以外に、法学専修コースという選択肢も認められるようになりました。

法学専修コースでは、入学者の多様なニーズに柔軟に応じられるような仕組みが取り入れられました。まず、入学試験の必須科目から外国語が外されました。次いで、修了要件も、(a) 専門的な意味での独自性や明確な問題意識等が問われる修士論文を作成する場合の法学専修（論文）コースと、(b) 着実な研究成果を示すリサーチペーパーの提出で足りる法学専修（一般）コースのいずれかを選択できます。いずれのコースでも、博士前期課程を修了すれば「修士（法学）」の学位が授与されます。

その後にあるのが研究者養成を目指す3年の「博士課程後期課程」です。博士論文を提出してこの課程を修了すると「博士（法学）」の学位が授与されます。

法学部の学生が法学研究科博士前期課程に進むには2つの方法があります。第一は、本学法学部を一定の優秀な成績で卒業する学生を対象とした特別選考です。この方法の成績基準に達した学生は、筆記試験なしで選考を受けられます。第二は、9月の秋季入試と2月の春期入試の二回にわたって行われる一般選考です。法学研究コースでは専門科目2科目と外国語科目1科目、また法学専修コースでは専門科目・外国語科目の中から専門科目を最低1科目含む合計2科目について、筆記試験と面接試験とがあります。

上記いずれの事項についても、詳しくは教務課（大学院担当）または入試課にお問い合わせ下さい。

VII. 勉強質問メール

法学部での学びについて、疑問を感じたときには、教員と顔を合わせて直接質問するのが最も良い方法です。もっとも、法学部では、勉強質問メールを利用して、法学部の専任教員に質問することも可能です。

メールアドレス:hogaku@mail.tohoku-gakuin.ac.jp

勉強質問メールを利用して質問する場合には、次のことを守って下さい。

- (1) メールタイトルの、学生番号と氏名を書いて下さい。
- (2) 本文の中で質問したい教員の名前と科目名を書いて下さい。
- (3) 本文の中で、学生番号と氏名をもう一度書いて下さい。

* 勉強質問メールで質問が可能な教員は、法学部の専任教員が担当している科目に限られます。それ以外の教員に対する質問は、オフィス・アワーを利用して下さい。

ま と め

これまで述べてきたことは、あくまでも、皆さんが「何をどう学ぶか」を考えるためのヒントにすぎません。卒業に必要な条件を満たし、自分なりの方向づけさえはっきりしていれば、科目の選択の仕方は自由です。むしろ、個人ごとに多様な選択をする方が良いという見方もありえます。大事なのは、自分でよく考え、あるいは考え続け、そして、それを皆さんの勉強に反映させていくということです。皆さんの健闘を祈ります。

《資料》 各種試験のために履修が必要な科目

- 注意 1 試験科目・形式については受験雑誌等で各自調べること。法学部で開講されていない科目が試験科目になっている場合も多いので注意すること。
- 2 ◎は必ず出題されている科目に関わる講義、○は選択科目となっている科目に関わる講義を表す（必ずしもその科目が試験科目として明示されているわけではない）。
- 3 難易度は、1 が最も易しく、5 が最も難しいことを示すが、一応の目安にすぎないので、絶対視しないこと。

	司 法 試 験	司 法 書 士 試 験	裁判 所 事務 官 総合 職	裁判 所 事務 官 一般 職	家 裁 調 査 官 補 総合 職	国家 公務 員 総合 職行政	国家 公務 員 総合 職法律	国家 公務 員 一般 職行政	地方 公務 員上 級行政 職	労働 基準 監督 官A(法 文系)	国 税 専 門 官	行 政 書 士 試 験
難 易 度	5	4	4	3	4	4	4	3	3	3	3	3
(1年)												
憲 法 I 、 II	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
民 法 総 則 I	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
家 族 法 I	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎
法 曹 養 成 実 習 I	◎											
(2年)												
憲 法 III 、 IV	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
民 法 総 則 II	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
物 権 法 I	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
債 権 法 各 論 I	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
会 社 法 I	◎	◎					○				◎	◎
刑 法 総 論 I 、 II	◎	◎	○	○	◎		○		◎	◎		
国 際 法 I 、 II	○					○	○					
経 済 原 論 I 、 II			○	○		◎	◎	◎	◎	◎	◎	
国 際 経 済 論 I 、 II						○		◎	◎	◎		
法 曹 養 成 実 習 II	◎											
(3年)												
行 政 法 総 論 I 、 II	◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
租 税 法 I 、 II	○											○
物 権 法 II	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
債 権 法 総 論 I 、 II	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
債 権 法 各 論 II	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
家 族 法 II	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
会 社 法 II 、 III	◎	◎					○				◎	◎
商 法 I (総 論)												
商 法 II (証 券 ・ 決 済)	◎						○				◎	◎
金 融 法												
民 事 訴 訟 法 I 、 II	◎	◎	○									
民 事 執 行 法 ・ 保 全 法		◎										
倒 産 法	○	◎	○									
知 的 財 産 法 I ・ II	○											
労 働 法 I 、 II	○						○		◎	◎		○
刑 法 各 論 I 、 II	◎	◎	○	○	◎		○		◎	◎		
刑 事 訴 訟 法 I 、 II	◎		○									
国 際 法 III 、 IV	○					○	○					
国 際 私 法	○											
政 治 学 I 、 II						◎	○	◎	◎		◎	
国 際 政 治 論 I 、 II						○		◎	◎		◎	
地 方 自 治 論 I 、 II							○		◎			◎
行 政 学 I 、 II						○	○	◎	◎		◎	
財 政 学 I 、 II						◎	◎	◎	◎		◎	
経 営 学 (教 養 科 目)						○		◎	◎	◎	◎	
法 曹 養 成 実 習 III	◎											
(4年)												
行 政 法 各 論 I 、 II	◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
行 政 救 済 法	◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
経 済 法 I 、 II	○											
環 境 法	○					○						
社 会 保 障 法						○		◎	◎	◎		
商 法 III (商 取 引 ・ 保 険)												
刑 事 政 策 I 、 II												
国 際 経 済 法												
政 治 思 想 史 I 、 II						◎		◎	◎		◎	
比 較 政 治 論 I 、 II						○		◎	◎		◎	
平 和 学												
社 会 保 障 論 I 、 II						○		◎	◎	◎		

〔専門教育科目とコース別卒業要件〕－2019（平成31）年度以降入学生用－

区 分		授 業 科 目	配 当 学 年	単 位	コースの名称と卒業要件		
					政策・行政	企業法務	法律専門職
専 門 教 育 科 目	導入科目	法学部生入門	1	2	4	4	4
		法学の基礎	1	2			
		政策・行政入門	1	2			
	第一類（公法）	憲法Ⅰ	1	2	8	4	8
		憲法Ⅱ	1	2			
		憲法Ⅲ	2	2			
		憲法Ⅳ	2	2			
		行政法総論Ⅰ	3	2			
		行政法総論Ⅱ	3	2			
		行政法各論Ⅰ	4	2			
		行政法各論Ⅱ	4	2			
		行政救済法	4	2			
		経済法Ⅰ	4	2			
		経済法Ⅱ	4	2			
		租税法Ⅰ	3	2			
		租税法Ⅱ	3	2			
		環境法	4	2			
		社会保障法	4	2			
	第二類（民事法）	民法総則Ⅰ	1	2	10	18	16
		民法総則Ⅱ	2	2			
		物権法Ⅰ	2	2			
		物権法Ⅱ	3	2			
		債権法総論Ⅰ	3	2			
		債権法総論Ⅱ	3	2			
		債権法各論Ⅰ	2	2			
		債権法各論Ⅱ	3	2			
		家族法Ⅰ	1	2			
		家族法Ⅱ	3	2			
		会社法Ⅰ	2	2			
		会社法Ⅱ	3	2			
		会社法Ⅲ	3	2			
		商法Ⅰ（総論）	3	2			
		商法Ⅱ（証券・決済）	3	2			
		商法Ⅲ（商取引・保険）	4	2			
		金融法	3	2			
		民事手続法入門	2	2			
民事訴訟法Ⅰ		3	2				
民事訴訟法Ⅱ		3	2				
民事執行法・保全法		3	2				
倒産法		3	2				
労働法Ⅰ		3	2				
労働法Ⅱ		3	2				
知的財産法Ⅰ		3	2				
知的財産法Ⅱ		3	2				
第三類（刑事法）	刑法総論Ⅰ	2	2	4	2	8	
	刑法総論Ⅱ	2	2				
	刑法各論Ⅰ	3	2				
	刑法各論Ⅱ	3	2				
	刑事訴訟法Ⅰ	3	2				
	刑事訴訟法Ⅱ	3	2				
	刑事政策Ⅰ	4	2				
	刑事政策Ⅱ	4	2				

区 分		授 業 科 目	配 当 学 年	単 位	コースの名称と卒業要件		
					政 策 ・ 行 政	企 業 法 務	法 律 専 門 職
専 門 教 育 科 目	第四類 (基礎法)	法哲学Ⅰ	4	2			
		法哲学Ⅱ	4	2			
		法制史Ⅰ	3	2			
		法制史Ⅱ	3	2			
		日本法と外国法	3	2			
		法文化論	4	2			
	第五類 (国際法)	国際法Ⅰ	2	2			
		国際法Ⅱ	2	2			
		国際法Ⅲ	3	2			
		国際法Ⅳ	3	2			
		国際経済法	4	2			
		国際私法	3	2			
	第六類 (政治学)	政治学Ⅰ	3	2	8	6	
		政治学Ⅱ	3	2			
		政治思想史Ⅰ	4	2			
		政治思想史Ⅱ	4	2			
		国際政治論Ⅰ	3	2			
		国際政治論Ⅱ	3	2			
		比較政治論Ⅰ	4	2			
		比較政治論Ⅱ	4	2			
		地方自治論Ⅰ	3	2			
		地方自治論Ⅱ	3	2			
		行政学Ⅰ	3	2			
		行政学Ⅱ	3	2			
		平和学	4	2			
	第七類 (演習)	基礎演習Ⅰ	1	2	2	2	2
		基礎演習Ⅱ	2	2			
		演習一部	3	4			
		演習二部	4	4			
		卒業試験	4	2			
		コース総合演習A	3	2			
		コース総合演習B	3	2			
		外国書講読	3	4			
		法曹養成実習Ⅰ	1	2			
		法曹養成実習Ⅱ	2	2			
		法曹養成実習Ⅲ	3	2			
	第八類	経済原論Ⅰ	2	2			
		経済原論Ⅱ	2	2			
		国際経済論Ⅰ	2	2			
		国際経済論Ⅱ	2	2			
		財政学Ⅰ	3	2			
		財政学Ⅱ	3	2			
		社会保障論Ⅰ	4	2			
		社会保障論Ⅱ	4	2			
		海外研究Ⅰ	2	2			
		海外研究Ⅱ	2	2			
		法学専門技能	3	2			
		コミュニケーション技能	1	2			
	第九類	専門特殊講義	3	2			
小 計					36	36	38

◆法学部での学習のヒント

2017～2018(平成29～30)年度入学生用

法学部で何をどう学ぶか—コース制の説明を兼ねて—

目 次	
	頁
はじめに	61
I. 大学ではどのように学ぶのか	62
1. 学び方は自由だが、専門教育科目には履修モデルとしてのコース制がある	
2. 専門教育科目を学ぶための基礎力をつけよう	
3. 教養教育科目・外国語科目をどう学ぶかも大切なこと	
4. 全国の法学部生と競い合ってみよう	
II. 専門教育科目の学び方（その1）—コース制について—	63
1. 政策・行政コース	
2. 企業法務コース	
3. 法律専門職コース	
4. コースの登録・履修方法	
III. 専門教育科目の学び方（その2）—各分野の勉強へのアドバイス—	67
1. 公法を中心に学ぶときには	
2. 私法を中心に学ぶときには	
3. 法をいろいろな角度からみるためには	
IV. 演習科目（ゼミナール）はよく考えて選ぼう	68
V. 「演習二部」・「卒業試験」は選択必修	69
VI. 大学院進学について	69
1. 法科大学院（法務研究科）	
(1) 法科大学院とは何か	
(2) 法科大学院に進学するための試験	
(3) 法科大学院入試への対策	
2. 法学研究科	
VII. 勉強質問メール	70
ま と め	71
《資料》各種試験のために履修が必要な科目	72
専門教育科目とコース別卒業要件	73

はじめに

法学部に入学された皆さん、入学おめでとうございます。

皆さんは、これから4年間、この法学部で、法律に関する科目を中心に学んで卒業し、「学士（法学）」という称号を受けることになります。しかし、「法律を勉強しようという意気込みはあるが、具体的に、何をどうやってよいのかについてはさっぱりわからない」というのもまた、多くの人たちの実感だろうと思います。これまで皆さんは、法とか法律についてほとんどといってよいほど教わってこなかったわけですから、そうした暗中模索の状態にあるのは、むしろ当然のことです。

なかには法律や法学についての予備知識をすでにもち、「こんな法律の勉強をして、こんな職業につきたい」という

具体的希望をもっている人がいるかもしれません。しかし、私たち大学教員から見ると、そうしたイメージや希望は、しばしばひじょうに部分的で偏っています。また、それまでまったく興味がなかった分野でも、講義をきっかけに勉強してみたら意外に面白かった、という話もよく聞きます。ですから、最初から自分の視野を狭めてしまうことがないようにすることも大切です。

I. 大学ではどのように学ぶのか

1. 学び方は自由だが、専門教育科目には履修モデルとしてのコース制がある

大学での生活は高校までとかなり違います。その違和感を軽減し法学部の学生となった皆さんが充実した学生生活を送るための学習の土台を提供するために、1年生前期に専門導入科目として「法学部生入門」を開講しています。「法学部生入門」では、大学の仕組み、講義・ゼミの受け方、レポートの書き方など、大学生活に必須の基本的な情報を提供し、並びに、卒業後のキャリアをイメージし、将来の目標を早めに設定するための学習を行います。ぜひ、「法学部生入門」を受けて下さい。

大学のカリキュラムは、高校までと比べて必修科目が少なく、自由選択の範囲がかなり大きいので、勉強する科目を自分で決めなければなりません。そのことで、皆さんは、自分の勉強したい科目を自由に学ぶことができますが、他方で、どのような科目を勉強したらいいのかと戸惑うことにもなるでしょう。

そこで、法学部のカリキュラムでは、専門教育科目について、学生の進路希望や勉強の関心に合わせたコース制を設けています。これは、厳格なコース制というより履修モデルとしての緩やかなコース制であり、学生の希望する進路や関心ごとにどのような分野に重点をおいて勉強すべきかについての、ひとつのガイダンス（指針）の役割を果たすものです。のちに、詳しく説明します。

2. 専門教育科目を学ぶための基礎力をつけよう

この大学要覧の中にとじてある灰色の部分「22.学科課程（カリキュラム）・カリキュラムマップ」を見てください。その中に「専門教育科目」の欄があり、その最初にあるのが「導入科目」です。そこには3科目（法学部生入門、法学の基礎、政策・行政入門）が含まれています。この3科目は、専門教育科目を本格的に学ぶのに必要な基本的知識・能力を身につけてもらうためにおかれた導入科目です。「法学部生入門」と「法学の基礎」は1年生の前期、「政策・行政入門」は後期に履修します。

「法学部生入門」についてはすでに触れました。「法学の基礎」は、法学を学ぶのに必要な基礎的諸概念、さらに公法と私法という法の区分や民事裁判と刑事裁判の違い、司法実務の現実等を概説しますので、法律学の世界や法を使う現物をイメージできるようになるでしょう。また、「政策・行政入門」では、政策と行政さらに公共政策について、その機能と具体例を学びます。これら3つの導入科目は、いずれもこれからの法学の勉強の基礎となる内容を含んでいる重要なものですので、3科目すべての履修が望まれます。

3. 教養教育科目・外国語科目をどう学ぶかも大切なこと

皆さんは、1年～2年次において専門教育科目のほかに多くの教養教育科目・外国語科目を履修することになります。

教養教育科目は、皆さんに知的世界の広がりを与えてくれます。それは、専門教育科目で学ぶことの理解を深めるためにも必要ですし、専門に埋没せず、広い視野からものごとを考えられるようになるためにも必要です。本学は、教養教育を充実させています。TGベーシックは高校教育から大学教育への橋渡しとなるような基礎的な内容の授業を多く用意しています。さまざまな教養教育科目を受講することによって「学士力」を身につけましょう。

外国語科目の勉強は、国際化社会に対応する能力を高めると同時に、専門教育科目の理解を深めるためにも必要です。

また、外国語科目については、関係する資格試験で一定の成績を収めた場合には、それを単位として認めるという制度もあります。詳しくは法学部履修細則第15条の3をご覧ください。

4. 全国の法学部生と競い合ってみよう

一般的に、日本では、大学に入学した後にどれだけ勉強の成果を上げたかよりも、どの大学に入学したかということで、学生の力を判断しがちです。しかし、法学部生の「実力」は、法学部に入ってから勉強の成果でしか測れないはずで。そこで、入学した大学に関係なく、どこの法学部でも学ぶ基本的な科目について、「法学検定試験」という全国共通試験があります。法学部では、東北学院大学から受験する人たちをまとめて扱ってもらう団体受験を実施し、受験しやすいよう配慮しています。

「法学検定試験」はベーシック〈基礎〉コース、スタンダード〈中級〉コース、アドバンスト〈上級〉コースまであり、ベーシック〈基礎〉コースは大学2年生終了程度、スタンダード〈中級〉コースは大学3年生終了程度、アドバンスト〈上級〉コースは大学4年生終了程度とされています。スタンダード〈中級〉コース、アドバンスト〈上級〉コースに合格すると、第7類「卒業試験」または第8類「法学専門技能」の単位が認定されます。法学部で学んだことを確かめる機会ともなりますので、ぜひ挑戦してください。

II. 専門教育科目の学び方（その1）—コース制について—

前述のように、法学部のカリキュラムは、専門教育科目の履修についてコース制を採用しています。これは、学生がどのような進路を希望する場合に、法学部のどのような分野の科目を重点的に履修すべきかをアドバイスすることをめざした履修モデルとしての性格が強いコース制です。皆さんは3つのコースから1つを選ぶことになります。もっとも、選んだコースを登録するのは2年生の4月です。それぞれのコースを選んだ場合、どのように専門教育科目を履修しなければならないのかについては、78頁の「専門教育科目とコース別卒業要件」の表を見てください。表にはコースごとに専門教育科目のどこから何単位を修得しなければならないかが示されています。この表を見ながら、以下の各コースの説明を読んでください。

1. 政策・行政コース

主として公務員（国家公務員、地方公務員〔警察官、消防官を含む〕、団体職員など）となることを目指す人のためのコースです。行政機関に関わる法的・政治的問題、行政機関と市民・民間との関係を中心に、広い分野の法学・政治学の知識を身につけ、公共の利益を実現する政策に関わる人材になることを、最も重要な目標とします。

こうした公務員等になるためには、それぞれに必要な試験に合格しなければなりません。にわか勉強では絶対に合格できません。受験準備のためには、2年生以上を対象にして法学部が独自に開いている「公務員講座」などを有効に活用してください。

公務員には、一方では正確な法的知識、他方では政策的知識や柔軟な政策的思考が求められます。専門教育科目でいいますと、第1類（公法分野）の基本科目である憲法、行政法（場合によっては税法も）や、第6類（政治学分野）の科目が不可欠なのは当然ですし、あわせて第2類（民事法分野）の民法や商法、労働法などの科目も履修する必要があります。加えて、第3類（刑事法分野）の刑法、さらには（コースの卒業要件にはなっていませんが）「経済原論」、「財政学」、「社会保障論」（いずれも第8類）なども、勉強しておいて役立つことが多いはずです。

さらに、このコースで学ぶ場合、「他学部開講科目履修制度」（他学部で開講されている科目を履修して自分の所属学部の卒業単位とすることができる制度）を利用して、経済学分野、社会学分野など、幅広い領域の諸科目を積極的に履修するとよいでしょう。

なお、各種試験を受験するために履修しておいた方がよい科目については、この「法学部での学習のヒント」の最後（「各種試験のために履修が必要な科目」、77頁）に、一覧表の形でまとめられていますので、活用してください。

2. 企業法務コース

主として企業で活躍することを目指す人のためのコースです。法的なものの考え方（リーガル・マインド）を身につけ、大学で培った法学的な分析力や判断力を、企業の活動や市民としての暮らしに活かして法的リスクの管理や法

令順守等の観点から社会に貢献する人材となることを、最も重要な目標とします。このような「民間」の法律関係を定めているのは、主として「私法」とよばれる分野の法律なので、専門教育科目としては、第2類（民事法）の科目を多く履修することになります。

特に、企業に勤めたり企業を起こしたりする場合には、経済活動に関係の深い法律である民法のうち財産法の部分（具体的には、「民法総則Ⅰ」、「民法総則Ⅱ」、「物権法Ⅰ」、「物権法Ⅱ」、「債権法総論Ⅰ」、「債権法総論Ⅱ」、「債権法各論Ⅰ」、「債権法各論Ⅱ」）、知的財産法、商法、労働法などの科目を履修することが不可欠です。あわせて「民事訴訟法Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅱ」や「倒産法」、「民事執行法・保全法」の知識も役に立つはずです。

また、第1類（公法）の「経済法Ⅰ」、「経済法Ⅱ」、「税法」、「環境法」、「社会保障法」、第5類（国際法分野）の「国際法Ⅰ」、「国際法Ⅱ」、「国際法Ⅲ」、「国際法Ⅳ」、「国際経済法」、「国際私法」なども学んでおきたい科目です。その他、第8類（経済学等、その他の分野）の科目も、必要に応じて履修した方がよいでしょう。

なお、このコースで学ぶ場合も、上述の「他学部開講科目履修制度」を積極的に利用してください。

3. 法律専門職コース

法律を専門とする職業（法曹、司法書士、税理士、専門職公務員など）に就くことを目指す人のためのコースです。六法を中心とした基本的な法律を学ぶことによって、法律専門職に必要な法学の専門知識や考え方を広く身につけ、専門家として活躍しうること、最も重要な目標とします。

これらの職業につく場合には、それぞれの試験に合格しなければなりません。これらの試験の受験科目は、いわゆる「六法」が中心ですから、このコースでは、第1類の憲法、第2類の民法、商法、民事訴訟法、第3類の刑法、刑事訴訟法の勉強は不可欠です。さらに、行政法（第1類）、倒産法、民事執行法・保全法、労働法（いずれも第2類）も基本的な法律ですので必ず学んでおくべきです。

なお、このコースを希望する人の場合も「政策・行政コース」と同様に、「各種試験のために履修が必要な科目」の一覧表（77頁）を参考にしてください。

法学部 コース別履修モデル

分 類	授 業 科 目	政策・行政	企業法務	法律専門職	難易度
導入科目	法 学 部 生 入 門	◎	◎	◎	1
	法 学 の 基 礎	◎	◎	◎	1
	政 策・ 行 政 入 門	◎	◎	◎	1
第1類	憲 法 Ⅰ	◎	◎	◎	2
	憲 法 Ⅱ	◎	◎	◎	2
	憲 法 Ⅲ	◎	◎	◎	2
	憲 法 Ⅳ	◎	◎	◎	2
	行 政 法 総 論 Ⅰ	◎	○	◎	2
	行 政 法 総 論 Ⅱ	◎	○	◎	2
	行 政 法 各 論 Ⅰ	○		◎	2
	行 政 法 各 論 Ⅱ	○		◎	2
	行 政 救 済 法	○		○	3
	経 済 法 Ⅰ				2
	経 済 法 Ⅱ				2
	税 法		○		2
	環 境 法				2
	社 会 保 障 法		○		2
第2類	民 法 総 則 Ⅰ	◎	◎	◎	2
	民 法 総 則 Ⅱ	◎	◎	◎	2
	物 権 法 Ⅰ		◎	◎	2
	物 権 法 Ⅱ		○	◎	3

分 類	授 業 科 目	政策・行政	企業法務	法律専門職	難易度
第2類	債 権 法 総 論 I	○	◎	◎	2
	債 権 法 総 論 II		◎	◎	2
	債 権 法 各 論 I	○	◎	◎	2
	債 権 法 各 論 II		◎	◎	2
	家 族 法 I	◎	◎	◎	1
	家 族 法 II		◎	◎	2
	会 社 法 I	○	◎	○	2
	会 社 法 II		◎	◎	2
	会 社 法 III		○	◎	2
	商 法 I		◎		2
	商 法 II		○	○	2
	商 法 III		○		2
	金 融 法		○		2
	民 事 手 続 法 入 門	○	◎	◎	1
	民 事 訴 訟 法 I		○	○	2
	民 事 訴 訟 法 II		○	○	2
	民 事 執 行 法				3
	倒 産 法				3
	労 働 法 I	○	◎	○	2
	労 働 法 II		○		2
	知 的 財 産 法 I				2
	知 的 財 産 法 II				2
第3類	刑 法 総 論 I	◎	○	◎	2
	刑 法 総 論 II	◎	○	◎	2
	刑 法 各 論 I	○		◎	2
	刑 法 各 論 II	○		◎	2
	刑 事 訴 訟 法 I	○		○	2
	刑 事 訴 訟 法 II			○	2
	刑 事 政 策 I				2
	刑 事 政 策 II				2
第4類	法 哲 学 I				2
	法 哲 学 II				2
	法 制 史 I				2
	法 制 史 II				2
	日 本 法 と 外 国 法				2
	法 文 化 論				2
第5類	国 際 法 I	○	○	○	2
	国 際 法 II	○	○	○	2
	国 際 法 III				2
	国 際 法 IV				2
	国 際 経 済 法				3
	国 際 私 法				2
第6類	政 治 学 I	◎			2
	政 治 学 II	◎			2
	政 治 思 想 史 I	○			2
	政 治 思 想 史 II	○			2
	国 際 政 治 論 I	○			2
	国 際 政 治 論 II	○			2
	比 較 政 治 論 I				2
	比 較 政 治 論 II				2

分 類	授 業 科 目	政策・行政	企業法務	法律専門職	難易度
第6類	地 方 自 治 論 I	◎			2
	地 方 自 治 論 II	◎			2
	行 政 学 I	◎			2
	行 政 学 II	◎			2
	平 和 学				2
第7類	基 礎 演 習 I	◎	◎	◎	1
	基 礎 演 習 II	◎	◎	◎	1
	演 習 一 部	◎	◎	◎	2
	演 習 二 部	◎	○	○	3
	卒 業 試 験				3
	コ ー ス 総 合 演 習 A	○	○	○	2
	コ ー ス 総 合 演 習 B	○	○	○	2
	外 国 書 講 読				2
	法 曹 養 成 実 習 I				2
	法 曹 養 成 実 習 II				2
	法 曹 養 成 実 習 III				3
第8類	経 済 原 論 I				2
	経 済 原 論 II				2
	国 際 経 済 論 I				2
	国 際 経 済 論 II				2
	財 政 学 I				2
	財 政 学 II				2
	社 会 保 障 論 I				2
	社 会 保 障 論 II				2
	海 外 研 究 I				2
	海 外 研 究 II				2
	法 学 専 門 技 能				2
	コミュニケーション技能				2
第9類	専 門 特 殊 講 義				2
	◎ の 単 位 数	52	50	64	1 = 初級 2 = 中級 3 = 上級
	○ の 単 位 数	38	40	28	
	◎ と ○ の 合 計 単 位 数	90	90	92	

〈コースと主な進路との関係〉

コース \ 目標	国家一般 地方上級 団体職員* ₁	警察官 消防官 刑務官 自衛官	政治家 ジャーナリスト NPO、NGO	民間企業 経済団体* ₂	法律専門職* ₃
政策・行政コース	◎	◎	○	△	△
企業法務コース	△	△	○	◎	○
法律専門職コース	○	△	○	△	◎

◎：コースと進路との関係が非常に強い。

○：コースと進路との関係がやや強い。

△：コースと進路との関係がある。

* 1 団体職員とは、独立行政法人、財団法人、社団法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人、宗教法人、農協、漁協、生協などの組織で働いている人です。

* 2 経済団体とは、商工会議所、東北経済連合会、日本経済団体連合会などを指します。

* 3 法律専門職とは、法曹（裁判官、検察官、弁護士）、司法書士、税理士、専門職公務員（国税専門官、労働基準監督官）、裁判所事務官などを指します。

4. コースの登録・履修方法

皆さんは、上に挙げた3つのコース制のうちのどれか1つのコースで卒業することになります。まず、2年生の4月に選択するコースを登録しなければなりません。皆さんは、ここで登録したコースの卒業要件を満たすことを考えながら、2年・3年の履修計画をたてることになります。

しかし、実際には、勉強を続けていくうちに2年次に登録したコースを変えたいと思う人も出てくるかもしれません。そこで、3年次の4月には、コースの変更を認めます。これ以降は、コースの変更は認めません。選択（登録）したコース以外の卒業要件を充足しても、選択（登録）したコースの卒業要件を充足しなければ、卒業できません。

どのコースを選択するか1年生のときからよく考え、計画的に履修することが重要です。各コースで卒業するために必要な要件は、前述のように78頁に「専門教育科目とコース別卒業要件」としてまとめてありますので、よく確認しておいてください。

コース制については、もうひとつ注意しておくことがあります。それは、このコース制のもとでは、各コースが卒業要件として求めている単位数を修得しても、それだけで卒業に必要な単位数にはならないということです。法学部を卒業するためには合計124単位以上の修得が必要ですが、そのうち専門教育科目については74単位以上の修得が必要です。ところが、各コースで卒業に必要とされる専門教育科目の単位の合計は36～38です。つまり、卒業のためには各コースが要求する単位数のほかに36～38単位の修得が必要だということです。

例えば、皆さんが企業法務コースを選んだと仮定しましょう。そして、企業法務コースが要求する専門科目の単位、すなわち導入科目から4単位、第1類から4単位、第2類から18単位、第3類から2単位、第6類から6単位、そして第7類から2単位をすべて修得したとしましょう。その場合でも、皆さんは、卒業のためにさらに専門教育科目から38単位以上（ $74 - 36 = 38$ ）を修得しなければなりません。その38単位は、専門教育科目であればどの類のどの科目の単位でもかまいません。

Ⅲ. 専門教育科目の学び方（その2）—各分野の勉強へのアドバイス—

法学部で学ぶ専門教育科目は、いくつかの専門分野に分けることができます。専門教育科目の第1類～第6類は、ほぼその領域区分に従ったものです。第1類は公法、第2類は民事法（私法）、第3類は刑事法、第4類は基礎法と外国法、第5類は国際法、第6類は政治学という専門分野に対応しています。

専門分野を区分するというのは決して簡単ではありません。しかし、法学部での学び方を考えるとき、専門区分を意識しながら、ある分野を中心に学ぶということは意味のあることです。ここでは法学部での履修における代表的タイプとして、①公法を中心に学ぶタイプ、②私法を中心に学ぶタイプ、③法をいろいろな角度から幅広く学ぶタイプを取り上げ、それぞれに対して簡単なアドバイスをします。というのも、一般に、法律は「公法」と「私法」に大別されると考えられているからです。詳しくは講義で聴いてください。

1. 公法を中心に学ぶときには

公法とは、国・地方公共団体と個人の関係、および国・地方公共団体内部の関係についての法をいいます。公法の典型は憲法と行政法です。したがって、公法を学ぶ場合には、憲法と行政法（ともに第1類）の履修は欠かせません。憲法は「憲法Ⅰ」、「憲法Ⅱ」、「憲法Ⅲ」及び「憲法Ⅳ」からなり、「憲法Ⅰ」及び「憲法Ⅱ」は1年生から履修できます。行政法は、「行政法総論（Ⅰ・Ⅱ）」、「行政法各論（Ⅰ・Ⅱ）」、「行政救済法」の5つに分かれており、配当学年は3年生及び4年生ですが、いずれも履修は欠かせません。そのほかに、国際公法とよばれる分野の科目である第5類の「国際法（Ⅰ～Ⅳ）」、「国際経済法」や、行政法の一部である地方自治法に関連する「地方自治論（Ⅰ・Ⅱ）」（第6類）も履修しておきたい科目です。

刑事法（第3類）は、第1類とは区別されていますが、広い意味での公法に属します。刑法は法律学全体のなかでも最も基本的科目の一つですから、公法を重点的に学ぶ以上、「刑法総論（Ⅰ・Ⅱ）」、「刑法各論（Ⅰ・Ⅱ）」の履修は不可欠です。そのほか、「刑事訴訟法（Ⅰ・Ⅱ）」、「刑事政策（Ⅰ・Ⅱ）」もあわせて履修しておいたほうがよい科目です。第6類の政治学関係科目も、第1類の科目と近い関係にあるものが多いので、できるかぎり履修しておいた方が

よいでしょう。

2. 私法を中心に学ぶときには

私法とは、私人（企業を含む）間の関係についての法のことをいいます。私法の典型は民法と商法（ともに第2類）です。私法を中心に学ぼうとするのであれば、民法と商法の履修は不可欠です。民法は非常に幅の広い領域を扱っており、条文の数も多いので、「民法総則（Ⅰ・Ⅱ）」、「物権法（Ⅰ・Ⅱ）」、「債権法総論（Ⅰ・Ⅱ）」、「債権法各論（Ⅰ・Ⅱ）」、そして「家族法（Ⅰ・Ⅱ）」、と10科目に分かれています。そのうち「民法総則Ⅰ」と「家族法Ⅰ」は1年生で履修できます。民法全体、さらには私法全体を理解するうえでとても重要な科目ですから、必ず履修し、内容をきちんと把握してください。

商法も範囲が広いので、「会社法（Ⅰ～Ⅲ）」、「商法Ⅰ（総論）」、「商法Ⅱ（証券・決済）」、「商法Ⅲ（商取引・保険）」、「金融法」という7科目に分けられています。商法について注意しなければならないのは、民法を履修しないで商法を受講しても理解できないということです。商法の講義は民法についての知識が前提となっているからです。このようなことが法律の勉強ではしばしばあります。法律は順序だてて勉強しなければならないのです。

私法を中心に勉強するためには、民法と商法のほかに、第2類にあるすべての科目、つまり「民事手続法入門」、「民事訴訟法（Ⅰ・Ⅱ）」、「民事執行法・保全法」、「倒産法」、「知的財産法（Ⅰ・Ⅱ）」、そして「労働法（Ⅰ・Ⅱ）」は、いずれも履修が不可欠です。第2類以外にも私法に関連する科目があります。まず、国際化の進展が著しい今日、第5類の国際私法の履修が必要です。さらに、第1類では「経済法（Ⅰ・Ⅱ）」の履修が必要ですし、できれば「税法」も履修すべきです。

3. 法をいろいろな角度から見るためには

公法や私法という、いわゆる「実定法」について学ぶだけが法学ではありません。法の知識をもっと広げ、より深めるためには、第4類にある「法哲学（Ⅰ・Ⅱ）」、「法制史（Ⅰ・Ⅱ）」、「日本法と外国法」、「法文化論」といった基礎法学とよばれる分野の科目を履修することが有益です。これらを勉強することによって、法という社会規範の性質を、広い背景の中に位置づけて理解することができるからです。

また、「政治学（Ⅰ・Ⅱ）」、「政治思想史（Ⅰ・Ⅱ）」、「比較政治論（Ⅰ・Ⅱ）」、「国際政治論（Ⅰ・Ⅱ）」、「行政学（Ⅰ・Ⅱ）」、「地方自治論（Ⅰ・Ⅱ）」、「平和学」といった政治学分野（第6類）の科目や、第8類にある経済学関係の科目も、社会現象と法との関係を別の観点からとらえ直し、実定法の政治的・経済的意味を学ぶために役立ちます。

このように、公法、私法といった区分にこだわらず、法をより広い視野から、あるいは別の観点から見ることに関心があり、基礎法の科目を履修しようとする場合でも、公法や私法の基本科目（憲法、行政法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法）の履修は必要です。基本的な法の知識が、基礎法を理解する前提となっているからです。

政治や行政に関する勉強をしたいと思っている場合、第6類の科目を履修するのは当然のこととして、そのほかに憲法、行政法、国際法、労働法、経済法などを履修すること、さらには第8類の経済学関係科目を履修することが有益です。

Ⅳ. 演習科目（ゼミナール）はよく考えて選ぼう

大きな教室で行なわれる講義科目は、どちらかというと先生の話をよく理解することが学習の中心です。これに対して、小教室で先生から直接的に指導を受け、少人数の参加者との意見交換を通して、あるテーマについての学問的な理解を深め、最終的に論文形式のレポート（＝自分自身の作品）としてまとめあげる場が演習（ゼミナールあるいは略してゼミともいいます）科目です。学科課程（カリキュラム）の第7類にある、「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」、「演習一部」、「演習二部」、「コース総合演習（A・B）」がそれにあたります。また、少人数で外国語（英語・ドイツ語・フランス語など）の専門書を読む「外国書講読」も演習科目に入ります。

演習科目の特徴は、多くの先生がそれぞれ独自の授業内容を提示して参加者を募集し、皆さんは自分の希望する先生の演習クラスを選ぶことができる点にあります。「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」、「演習一部」、「演習二部」について

は、毎年それぞれ20人前後の先生が演習クラスを募集します。「コース総合演習（A・B）」については、政策・行政コース、企業法務コース、法律専門職コースのそれぞれのコースに対応した演習です。たとえば、「コース総合演習A〈政策・行政コース〉」、「コース総合演習B〈企業法務コース〉」という形式で開講されます。「コース総合演習（A・B）」の定員は、それぞれ50～60人ですので、「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」、「演習一部」、および「演習二部」と比較すると、定員が多いです。「コース総合演習（A・B）」の演習内容は、それぞれのコースの発展的な内容となっています。外国語講読については、英語、ドイツ語、フランス語などのクラスが開講されますので、外国語をより勉強したい場合には、受講して下さい。演習科目では1クラスの人数の上限があり、希望者が多い場合は選抜されることになるので、希望した先生のクラスに必ず参加できるわけではありません。第一希望のクラスに採用されなかった人のために、第2次募集で別のクラスに応募する機会があります。

演習は、他人の意見をよく聞き、資料を読み、自分の意見を論理的にまとめ、それを述べたり書いたりする訓練の場になります。そのような訓練は、就職活動や社会生活の中でも必ず役に立つはずですから、積極的に参加して下さい。本学部の場合、演習科目を履修するかしないかは（「演習二部」を除いて）自由になっていますが、上に述べた演習科目の趣旨からいえば、「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」、「演習一部」、「演習二部」はできる限り履修すべきです。

どの専門分野のどの先生の演習に参加するかを決めることは、皆さんの勉学生活にとって重要な選択です。それは、皆さんが法学部で特にどんな勉強をしたいと考えるかと直接的に関係するからです。自分の学問的関心を基準に選ぶのも一つの方法でしょうし、将来の職業選択との関連で選んでもかまいません。大事なものは、よく考えて、方針をもって選ぶことです。

V. 「演習二部」・「卒業試験」は選択必修

法学部では、卒業時の学士力を保障するために、専門教育科目第7類「演習二部」と「卒業試験」を選択必修としています。「演習二部」または「卒業試験」の単位を修得しないと、法学部を卒業することはできません。「演習二部」は4年次開講の演習ですので、4年生になりましたら、「演習二部」を履修登録し、単位を修得して下さい。

「卒業試験」は、法学部独自に卒業試験を実施し、一定程度以上の成績をおさめないと、「卒業試験」の単位を修得することができません。4年生になりましたら、「卒業試験」も履修登録して下さい。

ところで、「卒業試験」は、学外の試験に合格すると、単位が認定されます。学外の試験とは、①司法試験予備試験、②司法書士試験、③弁理士試験、④行政書士試験、⑤宅地建物取引士試験、⑥土地家屋調査士試験、⑦不動産鑑定士試験、⑧マンション管理士試験、⑨社会保険労務士試験、⑩公認会計士試験、⑪税理士試験、⑫知的財産管理技能検定1級、⑬知的財産管理技能検定2級、⑭ビジネス著作権検定上級、⑮ビジネス著作権検定初級、⑯法学検定アドバンスト〈上級〉コース試験、⑰法学検定スタンダード〈中級〉コース試験、⑱ビジネス実務法務検定試験1級、⑲ビジネス実務法務検定試験2級、および⑳ビジネス実務法務検定試験3級の20種類です。これらの試験は、大学卒業後も役に立ちますので、1年生のうちから、これらの試験を積極的に受けて、「卒業試験」の単位が認定されるようにしましょう。

VI. 大学院進学について

皆さんの中で、法学部卒業後に大学院に進学することを考えている人がいると思います。大学院には2つの性格の異なったものがあります。ひとつは、司法試験合格をめざすことになる法曹養成のための法科大学院（法務研究科）です。もうひとつは、法学の学問研究を続け、修士論文・博士論文を書くための大学院（法学研究科）です。前者については少し詳しく、後者については簡単に説明しておきます。

1. 法科大学院（法務研究科）

（1）法科大学院とは何か

2004年（平成16年）度から、法曹（裁判官、弁護士、検察官）を養成する仕組みが大きく変わりました。法曹になるために司法試験に合格しなければならないという点は同じですが、2006年（平成18年）から開始された司法試験（試験の仕組みを少し変えたので「新司法試験」と呼ばれました）の受験資格を得るには、法科大学院を修了することが前提となったのです。現在は、法科大学院を修了しない場合には「司法試験予備試験」を受験して司法試験受験資格

を取得することも可能です。司法試験の合格者数は毎年約2000人弱で、2015（平成27）年度は1850人、2016（平成28）年度は1583人、そして2017（平成29）年度は1543人でした。したがって、皆さんが司法試験に合格して法曹になるには、法科大学院を修了するという道を選ぶ必要があります。

法科大学院は3年で修了するのが原則です。法科大学院には法学部を卒業していない人、法学を学んでいない人でも入学できます。しかし、法律全般に関わる知識をわずか3年で、しかも高い水準で修得することを求められる法科大学院では、法学部を卒業していることがとても有利であることはまちがいありません。

また、法科大学院は、法学に関してすでに一定水準以上の学力・知識をもっている人については、2年で修了できる課程（「既修者コース」といいます）を設けています。既修者コースに入学するには、各法科大学院が実施する「既修者認定試験」に合格しなければなりません。

(2)法科大学院に進学するための試験

では、法科大学院に入るには、どうすればよいのでしょうか？

各法科大学院は独自の入学試験を実施しています。試験の仕方はさまざまですが、共通しているのは小論文試験です。そのため、小論文対策がポイントになります。

なお、法科大学院の既修者コースの合格を目指すためには、憲法、民法、刑法について深く勉強することは当然ですが、加えて、行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法もしっかり勉強しましょう。

(3)法科大学院入試への対策

法科大学院入試への対策の中心となる科目は「法曹養成実習（Ⅰ～Ⅲ）」です。法科大学院への進学を考えている人は、必ずこの科目を履修してください。3年間の履修をとおして、法科大学院しかも既修者コースの合格に必要な学力をつけることができますはずですよ。

また、法学部で開講している課外講座「法科大学院対策講座」を併せて利用することが有効です。その点については法曹養成実習の授業の中で説明します。

2. 法学研究科

法学部を卒業したのち、さらに勉強を続け、より専門的な研究がしたい人のために、大学院法学研究科があります。法学研究科には2つの段階（課程）があります。最初が「博士課程前期課程」で2年の課程です。制度改革で、この課程には従来型の法学・政治学研究者養成を目指す法学研究コース以外に、法学専修コースという選択肢も認められるようになりました。

法学専修コースでは、入学者の多様なニーズに柔軟に応じられるような仕組みが取り入れられました。まず、入学試験の必須科目から外国語が外されました。次いで、修了要件も、(a) 専門的な意味での独自性や明確な問題意識等が問われる修士論文を作成する場合の法学専修（論文）コースと、(b) 着実な研究成果を示すリサーチペーパーの提出で足りる法学専修（一般）コースのいずれかを選択できます。いずれのコースでも、博士前期課程を修了すれば「修士（法学）」の学位が授与されます。

その後にあるのが研究者養成を目指す3年の「博士課程後期課程」です。博士論文を提出してこの課程を修了すると「博士（法学）」の学位が授与されます。

法学部の学生が法学研究科博士前期課程に進むには2つの方法があります。第一は、本学法学部を一定の優秀な成績で卒業する学生を対象とした特別選考です。この方法の成績基準に達した学生は、筆記試験なしで選考を受けられます。第二は、9月の秋季入試と2月の春期入試の二回にわたって行われる一般選考です。法学研究コースでは専門科目2科目と外国語科目1科目、また法学専修コースでは専門科目・外国語科目の中から専門科目を最低1科目含む合計2科目について、筆記試験と面接試験とがあります。

上記いずれの事項についても、詳しくは教務課（大学院担当）または入試課にお問い合わせ下さい。

VII. 勉強質問メール

法学部での学びについて、疑問を感じたときには、教員と顔を合わせて直接質問するのが最も良い方法です。もっ

とも、法学部では、勉強質問メールを利用して、法学部の専任教員に質問することも可能です。

メールアドレス:hogaku@mail.tohoku-gakuin.ac.jp

勉強質問メールを利用して質問する場合には、次のことを守って下さい。

- (1) メールタイトルの、学生番号と氏名を書いて下さい。
- (2) 本文の中で質問したい教員の名前と科目名を書いて下さい。
- (3) 本文の中で、学生番号と氏名をもう一度書いて下さい。

***** 勉強質問メールで質問が可能な教員は、法学部の専任教員が担当している科目に限られます。それ以外の教員に対する質問は、オフィス・アワーを利用して下さい。

ま と め

これまで述べてきたことは、あくまでも、皆さんが「何をどう学ぶか」を考えるためのヒントにすぎません。卒業に必要な条件を満たし、自分なりの方向づけさえはっきりしていれば、科目の選択の仕方は自由です。むしろ、個人ごとに多様な選択をする方が良いという見方もありえます。大事なのは、自分でよく考え、あるいは考え続け、そして、それを皆さんの勉強に反映させていくということです。皆さんの健闘を祈ります。

《資料》 各種試験のために履修が必要な科目

- 注意 1 試験科目・形式については受験雑誌等で各自調べること。法学部で開講されていない科目が試験科目になっている場合も多いので注意すること。
- 2 ◎は必ず出題されている科目に関わる講義、○は選択科目となっている科目に関わる講義を表す（必ずしもその科目が試験科目として明示されているわけではない）。
- 3 難易度は、1 が最も易しく、5 が最も難しいことを示すが、一応の目安にすぎないので、絶対視しないこと。

	司 法 試 験	司 法 書 士 試 験	裁判 所 事務 官 総合 職	裁判 所 事務 官 一般 職	家 裁 調 査 官 補 総合 職	国 家 公 務 員 総合 職 行政	国 家 公 務 員 総合 職 法律	国 家 公 務 員 一般 職 行政	地 方 公 務 員 上 級 行政 職	労働 基準 監督 官 A (法文系)	国 税 専 門 官	行 政 書 士 試 験
難 易 度	5	4	4	3	4	4	4	3	3	3	3	3
＜1年＞												
憲 法 I 、 II	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
民 法 総 則 I	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
家 族 法 I	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎
法 曹 養成 実 習 I	◎											
＜2年＞												
憲 法 III 、 IV	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
民 法 総 則 II	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
物 権 法 I	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
債 権 法 各 論 I	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
会 社 法 I	◎	◎					○				◎	◎
刑 法 総 論 I 、 II	◎	◎	○	○	◎		○		◎	◎		
国 際 法 I 、 II	○					○	○					
経 済 原 論 I 、 II			○	○		◎	◎	◎	◎	◎	◎	
国 際 経 済 論 I 、 II						○		◎	◎	◎		
法 曹 養成 実 習 II	◎											
＜3年＞												
行 政 法 総 論 I 、 II	◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
物 権 法 II	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
債 権 法 総 論 I 、 II	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
債 権 法 各 論 II	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
家 族 法 II	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
会 社 法 II 、 III	◎	◎					○				◎	◎
商 法 I (総 論)												
商 法 II (証 券 ・ 決 済)	◎						○				◎	◎
金 融 法												
民 事 訴 訟 法 I 、 II	◎	◎	○									
民 事 執 行 法 ・ 保 全 法		◎										
倒 産 法	○	◎	○									
知 的 財 産 法 I ・ II	○											
労 働 法 I 、 II	○						○		◎	◎		○
刑 法 各 論 I 、 II	◎	◎	○	○	◎		○		◎	◎		
刑 事 訴 訟 法 I 、 II	◎		○									
国 際 法 III 、 IV	○					○	○					
国 際 私 法	○											
政 治 学 I 、 II						◎	○	◎	◎		◎	
国 際 政 治 論 I 、 II						○		◎	◎		◎	
地 方 自 治 論 I 、 II							○		◎			◎
行 政 学 I 、 II						○	○	◎	◎		◎	
財 政 学 I 、 II						◎	◎	◎	◎		◎	
経 営 学 (教 養 科 目)						○		◎	◎	◎	◎	
法 曹 養成 実 習 III	◎											
＜4年＞												
行 政 法 各 論 I 、 II	◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
行 政 救 済 法	◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
経 済 法 I 、 II	○											
税 法	○											○
環 境 法	○					○						
社 会 保 障 法						○		◎	◎	◎		
商 法 III (商 取 引 ・ 保 険)												
刑 事 政 策 I 、 II												
国 際 経 済 法												
政 治 思 想 史 I 、 II						◎		◎	◎		◎	
比 較 政 治 論 I 、 II						○		◎	◎		◎	
平 和 学												
社 会 保 障 論 I 、 II						○		◎	◎	◎		

〔専門教育科目とコース別卒業要件〕 - 2017～2018（平成29～30）年度入学生用 -

区 分		授 業 科 目	配 当 学 年	単 位	コースの名称と卒業要件		
					政 策 ・ 行 政	企 業 法 務	法 律 専 門 職
専 門 教 育 科 目	導 入 科 目	法学部生入門	1	2	4	4	4
		法学の基礎	1	2			
		政策・行政入門	1	2			
	第 一 類 （ 公 法）	憲法Ⅰ	1	2	8	4	8
		憲法Ⅱ	1	2			
		憲法Ⅲ	2	2			
		憲法Ⅳ	2	2			
		行政法総論Ⅰ	3	2			
		行政法総論Ⅱ	3	2			
		行政法各論Ⅰ	4	2			
		行政法各論Ⅱ	4	2			
		行政救済法	4	2			
		経済法Ⅰ	4	2			
		経済法Ⅱ	4	2			
		税法	4	2			
		環境法	4	2			
		社会保障法	4	2			
	第 二 類 （ 民 事 法）	民法総則Ⅰ	1	2	10	18	16
		民法総則Ⅱ	2	2			
		物権法Ⅰ	2	2			
		物権法Ⅱ	3	2			
		債権法総論Ⅰ	3	2			
		債権法総論Ⅱ	3	2			
		債権法各論Ⅰ	2	2			
		債権法各論Ⅱ	3	2			
		家族法Ⅰ	1	2			
		家族法Ⅱ	3	2			
		会社法Ⅰ	2	2			
		会社法Ⅱ	3	2			
		会社法Ⅲ	3	2			
		商法Ⅰ（総論）	3	2			
		商法Ⅱ（証券・決済）	3	2			
		商法Ⅲ（商取引・保険）	4	2			
		金融法	3	2			
		民事手続法入門	2	2			
		民事訴訟法Ⅰ	3	2			
		民事訴訟法Ⅱ	3	2			
		民事執行法・保全法	3	2			
		倒産法	3	2			
		労働法Ⅰ	3	2			
		労働法Ⅱ	3	2			
		知的財産法Ⅰ	3	2			
		知的財産法Ⅱ	3	2			
	第 三 類 （ 刑 事 法）	刑法総論Ⅰ	2	2	4	2	8
		刑法総論Ⅱ	2	2			
		刑法各論Ⅰ	3	2			
		刑法各論Ⅱ	3	2			
		刑事訴訟法Ⅰ	3	2			
		刑事訴訟法Ⅱ	3	2			
		刑事政策Ⅰ	4	2			
		刑事政策Ⅱ	4	2			

区 分		授 業 科 目	配 当 学 年	単 位	コースの名称と卒業要件			
					政 策 ・ 行 政	企 業 法 務	法 律 専 門 職	
専 門 教 育 科 目	第四類 (基礎法)	法哲学Ⅰ	4	2		6		
		法哲学Ⅱ	4	2				
		法制史Ⅰ	3	2				
		法制史Ⅱ	3	2				
		日本法と外国法	3	2				
		法文化論	4	2				
	第五類 (国際法)	国際法Ⅰ	2	2				
		国際法Ⅱ	2	2				
		国際法Ⅲ	3	2				
		国際法Ⅳ	3	2				
		国際経済法	4	2				
		国際私法	3	2				
	第六類 (政治学)	政治学Ⅰ	3	2	8			
		政治学Ⅱ	3	2				
		政治思想史Ⅰ	4	2				
		政治思想史Ⅱ	4	2				
		国際政治論Ⅰ	3	2				
		国際政治論Ⅱ	3	2				
		比較政治論Ⅰ	4	2				
		比較政治論Ⅱ	4	2				
		地方自治論Ⅰ	3	2				
		地方自治論Ⅱ	3	2				
		行政学Ⅰ	3	2				
		行政学Ⅱ	3	2				
		平和学	4	2				
	第七類 (演習)	基礎演習Ⅰ	1	2	2	2	2	
		基礎演習Ⅱ	2	2				
		演習一部	3	4				
		演習二部	4	4				
		卒業試験	4	2				
		コース総合演習A	3	2				
		コース総合演習B	3	2				
		外国書講読	3	4				
		法曹養成実習Ⅰ	1	2				
		法曹養成実習Ⅱ	2	2				
		法曹養成実習Ⅲ	3	2				
		第八類	経済原論Ⅰ	2				2
	経済原論Ⅱ		2	2				
	国際経済論Ⅰ		2	2				
	国際経済論Ⅱ		2	2				
	財政学Ⅰ		3	2				
	財政学Ⅱ		3	2				
	社会保障論Ⅰ		4	2				
	社会保障論Ⅱ		4	2				
	海外研究Ⅰ		2	2				
	海外研究Ⅱ		2	2				
	法学専門技能		3	2				
	コミュニケーション技能		1	2				
	第九類		専門特殊講義	3	2			
小 計					36	36	38	

◆法学部での学習のヒント

2013～2016(平成25～28)年度入学生用

法学部で何をどう学ぶか—コース制の説明を兼ねて—

目 次		頁
はじめに	76	76
I. 大学ではどのように学ぶのか	77	77
1. 学び方は自由だが、専門教育科目には履修モデルとしてのコース制がある		
2. 専門教育科目を学ぶための基礎力をつけよう		
3. 教養教育科目・外国語科目をどう学ぶかも大切なこと		
4. 全国の法学部生と競い合ってみよう		
II. 専門教育科目の学び方（その1）—コース制について—	78	78
1. 政策・行政コース		
2. 企業法務コース		
3. 国際法務コース		
4. 法律専門職コース		
5. 法曹養成コース		
6. 総合法務コース		
7. コースの登録・履修方法		
III. 専門教育科目の学び方（その2）—各分野の勉強へのアドバイス—	80	80
1. 公法を中心に学ぶときには		
2. 私法を中心に学ぶときには		
3. 法をいろいろな角度からみるためには		
IV. 演習科目（ゼミナール）はよく考えて選ぼう	82	82
V. 大学院進学について	82	82
1. 法科大学院（法務研究科）		
（1）法科大学院とは何か		
（2）法科大学院に進学するための試験		
（3）法科大学院入試への対策		
2. 法学研究科		
VI. 勉強質問メール	84	84
ま と め	84	84
《資料》各種試験のために履修が必要な科目	85	85
専門教育科目とコース別卒業要件	86	86

はじめに

法学部に入学された皆さん、入学おめでとうございます。

皆さんは、これから4年間、この法学部で、法律に関する科目を中心に学んで卒業し、「学士（法学）」という称号を受けることになります。しかし、「法律を勉強しようという意気込みはあるが、具体的に、何をどうやってよいのかについてはさっぱりわからない」というのもまた、多くの人たちの実感だろうと思います。これまで皆さんは、法とか法律についてほとんどといってよいほど教わってこなかったわけですから、そうした暗中模索の状態にあるのは、むしろ当然のことです。

なかには法律や法学についての予備知識をすでにもち、「こんな法律の勉強をして、こんな職業につきたい」という

具体的希望をもっている人がいるかもしれませんが、しかし、私たち大学教員から見ると、そうしたイメージや希望がひじょうに部分的で偏ったものであることがしばしばあります。また、それまでまったく興味がなかった分野でも、講義をきっかけに勉強してみたら意外に面白かった、という話もよく聞きます。ですから、最初から自分の視野を狭めてしまうことがないようにすることも大切です。

I. 大学ではどのように学ぶのか

1. 学び方は自由だが、専門教育科目には履修モデルとしてのコース制がある

大学での生活は高校までとかなり違います。勉強の面に限ってみても、講義の内容・方法、出席チェックの有無、教科書や参考書の内容、試験の内容・仕方、成績のつけ方、単位認定の基準や厳しさ等々、高校までとは大違いです。どんな点がどのように違うのか、どんな点に注意すればいいのかについては、1年前期の専門導入科目に「大学生活入門」という科目がありますので、その授業を受けてください。

大学のカリキュラムは、高校までと比べて必修科目が少なく、自由選択の範囲がかなり大きいので、勉強する科目を自分で決めなければなりません。そのことで、皆さんは、自分の勉強したい科目を自由に学ぶことができますが、他方で、どのような科目を勉強したらいいのかと戸惑うことになるでしょう。

そこで、法学部のカリキュラムでは、専門教育科目について、学生の進路希望や勉強の関心に合わせたコース制を設けています。これは、あとで説明するように、厳格なコース制というより履修モデルとしての緩やかなコース制であり、学生の希望する進路や関心ごとにどのような分野に重点をおいて勉強すべきかについての、ひとつのガイダンス（指針）の役割を果たすものです。

2. 専門教育科目を学ぶための基礎力をつけよう

この大学要覧の中にとじてある灰色の部分「22.学科課程(カリキュラム)」を見てください。その中に「専門教育科目」の欄があり、その最初にあるのが「導入科目」です。そこには3科目（大学生活入門、法学の基礎、法的思考入門）が含まれています。この3科目は、専門教育科目を本格的に学ぶのに必要な基本的知識・能力を身につけてもらうためにおかれた全国的にもユニークな導入科目です。大学生活入門と法学の基礎は1年の前期、法的思考入門は後期に履修します。

大学生活入門についてはすでに触れました。法学の基礎は、法学を学ぶのに必要な基礎的諸概念、さらに公法と私法という法の区分や民事裁判と刑事裁判の違い、司法実務の現実等を概説しますので、法律学の世界や法を使う現物をイメージできるようになるでしょう。また、法的思考入門では、法的解決に不可欠である、法的判断の理由づけの特徴や方法などについて勉強します。これら3つの導入科目は、いずれもこれからの法学の勉強の基礎となる内容を含んでいる重要なものですので、3科目すべての履修が望まれます。

3. 教養教育科目・外国語科目をどう学ぶかも大切なこと

皆さんは、1年～2年次において専門教育科目のほかに多くの教養教育科目・外国語科目を履修することになります。

教養教育科目は、皆さんに知的世界の広がりを与えてくれます。それは、専門教育科目で学ぶことの理解を深めるためにも必要ですし、専門に埋没せず、広い視野からものごとを考えられるようになるためにも必要です。本学は、教養教育を充実させるためのカリキュラム改革を行いました。新設された第1類（通称・TGベーシック）は高校教育から大学教育への橋渡しとなるような基礎的な内容の授業を多く用意しています。さまざまな教養教育科目を受講することによって「学士力」を身につけましょう。

外国語科目の勉強は、国際化社会に対応する能力を高めると同時に、専門教育科目の理解を深めるためにも必要です。特に、あとで説明する6つのコースのうち「国際法務コース」を希望する人や、卒業後大学院（法科大学院ではなく研究をするための大学院）で勉強を続けることを希望している人は、外国語科目を積極的に学んでおくべきでしょう。

また、外国語科目については、関係する資格試験で一定の成績を収めた場合には、それを単位として認めるという

制度もあります。詳しくは学務で聞いてください。

4. 全国の法学部生と競い合ってみよう

一般的に、日本では、大学に入学した後にはどれだけ勉強の成果を上げたかよりも、どの大学に入学したかということで、学生の力を判断しがちです。しかし、法学部生の「実力」は、法学部に入ってから勉強の成果でしか測れないはずで、そこで、入学した大学に関係なく、どこの法学部でも学ぶ基本的な科目について、「法学検定試験」という全国共通試験があります。法学部では、東北学院大学から受験する人たちをまとめて扱ってもらう団体受験を実施し、受験しやすいよう配慮しています。

「法学検定試験」はベーシック〈基礎〉コース、スタンダード〈中級〉コース、アドバンスト〈上級〉コースまであり、ベーシック〈基礎〉コースは大学2年生終了程度、スタンダード〈中級〉コースは大学3年生終了程度、アドバンスト〈上級〉コースは大学4年生終了程度とされています。もっとも、1年生でベーシック〈基礎〉コースに合格し、2年生でスタンダード〈中級〉コース、3年生でアドバンスト〈上級〉コースに合格する人たちもいないわけではありません。法学部で学んだことを確かめる機会ともなりますので、ぜひ挑戦してください。

Ⅱ. 専門教育科目の学び方（その1）—コース制について—

前述のように、法学部のカリキュラムは、専門教育科目の履修についてコース制を採用しています。これは、学生がどのような進路を希望する場合に、法学部のどのような分野の科目を重点的に履修すべきかをアドバイスすることをめざした履修モデルとしての性格が強いコース制です。皆さんは6つのコースから1つを選ぶことになります。もっとも、選んだコースを登録するのは2年生の4月です。それぞれのコースを選んだ場合、どのように専門教育科目を履修しなければならないのかについては、91～93頁の「専門教育科目とコース別卒業要件」の表を見てください。表にはコースごとに専門教育科目のどこから何単位を修得しなければならないかが示されています。この表を見ながら、以下の各コースの説明を読んでください。

1. 政策・行政コース

公務員あるいはそれに準じた団体職員になって、法学部で学んだことを活かそうとする人や、政治・行政に関心のある人たちのためのコースです。公務員には、一般の国家公務員や地方公務員だけでなく、労働基準監督官、国税専門官なども含まれます。また、郵政公社（現 日本郵政株式会社）や国立大学法人の職員などは、公務員に準じた団体職員といえます。こうした公的職業としてどんなものがあるのかについては、2年次に開講されている教養教育科目「資格試験入門」で紹介されます。興味のある方はぜひ履修してください。

こうした公務員等になるためには、それぞれに必要な試験に合格しなければなりません。にわか勉強では絶対に合格できません。受験準備のためには、2年生以上を対象にして法学部が独自に開いている「国家試験・公務員試験対策講座」などを有効に活用してください。

公務員には、一方では正確な法的知識、他方では政策的知識や柔軟な政策的思考が求められます。専門教育科目でいいますと、第1類（公法分野）の基本科目である憲法、行政法（場合によっては税法も）や、第6類（政治学分野）の科目が不可欠なのは当然ですし、あわせて第2類（民事法分野）の民法や商法、労働法などの科目も履修する必要があります。加えて、第3類（刑事法分野）の刑法、さらには（コースの卒業要件にはなっていませんが）経済原論、財政学、社会保障論（いずれも第8類）なども、勉強しておいて役立つことが多いはずです。

さらに、このコースで学ぶ場合、「他学部開講科目履修制度」（他学部で開講されている科目を履修して自分の所属学部の卒業単位とすることができる制度）を利用して、経済学分野、社会学分野など、幅広い領域の諸科目を積極的に履修するとよいでしょう。

なお、各種試験を受験するために履修しておいた方がよい科目については、この「法学部での学習のヒント」の最後（「各種試験のために履修が必要な科目」、90頁）に、一覧表の形でまとめられていますので、活用してください。

2. 企業法務コース

民間企業に就職しようと考えている人、あるいは自分で企業を起こそうと思っている人や、市民と市民との間、市民と企業との間の法律関係に関心のある人たちのためのコースです。このような「民間」の法律関係を定めているのは、主として「私法」とよばれる分野の法律なので、専門教育科目としては、第2類（民事法）の科目を多く履修することになります。

特に、企業に勤めたり企業を起こしたりする場合には、経済活動に関係の深い法律である民法のうち財産法の部分（具体的には、民法総則Ⅰ、民法総則Ⅱ、物権法Ⅰ、物権法Ⅱ、物権法Ⅲ、債権法総論Ⅰ、債権法総論Ⅱ、債権法各論Ⅰ、債権法各論Ⅱ）、知的財産法、商法、労働法などの科目を履修することが不可欠です。あわせて民事訴訟法Ⅰ、民事訴訟法Ⅱ、民事訴訟法Ⅲや倒産法、民事執行法・保全法の知識も役に立つはずです。

また、第1類（公法）の経済法Ⅰ、経済法Ⅱ、税法、環境法、社会保障法、第5類（国際法分野）の国際法一部Ⅰ、国際法一部Ⅱ、国際法二部Ⅰ、国際法二部Ⅱ、国際経済法、国際取引法、国際私法、国際人権・人道法なども学んでおきたい科目です。その他、第8類（経済学等、その他の分野）の科目も、必要に応じて履修した方がよいでしょう。

なお、このコースで学ぶ場合も、上述の「他学部開講科目履修制度」を積極的に利用してください。

3. 国際法務コース

最近では、公務員になるにせよ、民間企業で働くにせよ、外国との関係が重要性を増しており、仕事の中心が涉外活動であることも珍しくありません。そのような分野で働くことを希望する人や国際関係に興味がある人のために、国際的な法律関係を中心に学ぶのがこの国際法務コースです。

したがって、このコースでは、第5類（国際法）の国際法一部Ⅰ、国際法一部Ⅱ、国際法二部Ⅰ、国際法二部Ⅱ、国際経済法、国際取引法、国際私法、国際人権・人道法、第4類（基礎法）の法文化論、及び第6類（政治学）の国際政治論Ⅰ、国際政治論Ⅱ、比較政治論Ⅰ、比較政治論Ⅱ、平和学の中から10単位以上の修得が必要であり、さらに専門分野の外国語を習得するために、第7類（演習）にある3つの外国書講読のうちどれかを必ず履修することになっています。

もちろん、これらの科目を勉強するには基本的な法律知識が前提となりますから、第1類、第2類、第3類の基本科目の勉強が不可欠であることは他のコースと同様です。

4. 法律専門職コース

もっと直接的に法律に関わる職業のうち、法曹（裁判官・検察官・弁護士）を除いた職業、具体的には、司法書士や行政書士、あるいは裁判所事務官・書記官や家庭裁判所調査官といった職業をめざす人のためのコースです。

これらの職業につく場合には、それぞれの試験に合格しなければなりません。これらの試験の受験科目は、いわゆる「六法」が中心ですから、このコースでは、第1類の憲法、第2類の民法、商法、民事訴訟法、第3類の刑法、刑事訴訟法の勉強は不可欠です。さらに、行政法（第1類）、倒産法、民事執行法・保全法、労働法Ⅰ、労働法Ⅱ、労働法Ⅲ（いずれも第2類）も基本的な法律ですので必ず学んでおくべきです。

なお、このコースを希望する人の場合も「政策・行政コース」と同様に、この「法学部での学習のヒント」の最後（90頁）にある表を参考にしてください。

5. 法曹養成コース

法科大学院を経て司法試験に合格し、法曹（裁判官・検察官・弁護士）になろうとする人のためのコースです。なお、「法科大学院」については、Ⅴ（大学院進学について）を参照してください。このコースの目標は、とりあえずは法科大学院への入学ですが、最終の目標はあくまでも新司法試験の合格ですから、そのための勉強をします。専門教育科目では第1類、第2類、第3類の履修が中心となります。とくに第2類からは24単位の修得が必要です。

しかし、このコースの最大の特徴は、自由科目としておかれている法曹養成実習Ⅰ～Ⅲの受講が義務づけられていることです。1年では法曹養成実習Ⅰを受講し、Ⅱは2年次、Ⅲは3年次で受講することになります。この授業を3

年間受講することによって、法科大学院（既修者コース）入試の合格だけでなく、その後の司法試験合格にむけての徹底した指導を受けることができます。ただし、この法曹養成実習Ⅰ～Ⅲは夜間の授業時間帯に開講され、受講者は帰りが遅くなりますので十分注意してください。

また、このコースで勉強する人は、本学と辰巳法律研究所が提携して行なっている「法科大学院対策講座」も受講することが望ましいでしょう。

6. 総合法務コース

上記各コースのような特定の進路希望を必ずしも前提とせず、多様な分野から幅広く勉強するのが総合法務コースです。このコースでは、第4類（法哲学Ⅰ、法哲学Ⅱ、西洋法制史Ⅰ、西洋法制史Ⅱ、日本法制史Ⅰ、日本法制史Ⅱ、ローマ法といったいわゆる基礎法分野の科目と、英米法、ドイツ法、フランス法といった外国法科目から構成されています）、第5類、第6類の3つの類から自由に12単位以上の修得が求められている点が特徴です。

このコースは、卒業に必要な条件が特定の分野にあまり偏っていないので、卒業要件にしばられずにどの分野もまんべんなく勉強したい人や、やりたいことがまだはっきりしていない人に向いています。卒業後の進路目標がはっきりしていない場合は、一応このコースに登録しておいて、後で別のコースに移るということも可能です。

7. コースの登録・履修方法

皆さんは、上に挙げた6つのコース制のうちのどれか1つのコースで卒業することになります。まず、2年生の4月に選択するコースを登録しなければなりません。皆さんは、ここで登録したコースの卒業要件を満たすことを考えながら、2年・3年の履修計画をたてることになります。

しかし、実際には、勉強を続けていくうちに2年次に登録したコースを変えたいと思う人も多く出てきます。そこで、皆さんがどのコースで卒業したいのかを最終的に申請してもらうのは、4年生の4月としています。その意味で、2年生のときの登録は仮登録といってもよいものです。

また、4年生での最終的なコース選択のさいには、複数のコースを選択してもらい、それらに優先順位をつけて申請するという方法をとっています。そして、4年生の終わりに、優先順位の高いコースから順に、卒業の要件を満たしているかどうかを判定します。例えば、法曹養成コースを1番目、法律専門職コースを2番目、政策・行政コースを3番目に申請していた人が、法曹養成コース、法律専門職コースの卒業要件を満たせなかったとしても、政策・行政コースの要件を満たす単位を修得していれば、政策・行政コースで卒業できるというわけです。この意味でも、法学部のコース制は、いったんコース別に分かれたら、そのコースでしか卒業できない厳格なコース制ではありません。

しかし、どのコースを選択するか1年生のときからよく考え、計画的に履修することが重要です。各コースで卒業するために必要な要件は、前述のように91～93頁に「専門教育科目とコース別卒業要件」としてまとめてありますので、よく確認しておいてください。

コース制については、もうひとつ注意しておくことがあります。それは、このコース制のもとでは、各コースが卒業要件として求めている単位数を修得しても、それだけで卒業に必要な単位数にはならないということです。法学部を卒業するためには合計128単位以上の修得が必要ですが、そのうち専門教育科目については78単位以上の修得が必要です。ところが、各コースで卒業に必要とされる専門教育科目の単位の合計は34～44です。つまり、卒業のためには各コースが要求する単位数のほかに34～44単位の修得が必要だということです。

例えば、皆さんが企業法務コースを選んだと仮定しましょう。そして、企業法務コースが要求する専門科目の単位、すなわち導入科目から4単位、第1類から6単位、第2類から20単位、第3類から4単位、そして第5類から2単位をすべて修得したとしましょう。その場合でも、皆さんは、卒業のためにさらに専門教育科目から42単位以上（78－36＝42）を修得しなければなりません。その42単位は、専門教育科目であればどの類のどの科目の単位でもかまいません。

Ⅲ. 専門教育科目の学び方（その2）—各分野の勉強へのアドバイス—

法学部で学ぶ専門教育科目は、いくつかの専門分野に分けることができます。専門教育科目の第1類～第6類は、

ほぼその領域区分に従ったものです。第1類は公法、第2類は民事法（私法）、第3類は刑事法、第4類は基礎法と外国法、第5類は国際法、第6類は政治学という専門分野に対応しています。

しかし、この分類は絶対的なものではありません。たとえば、第1類の経済法、税法と第2類の労働法は労働経済法とよばれる専門分野にまとめたほうがよいという考え方があります。また、第5類にある科目のうち、国際法一部、国際法二部、国際経済法は国際公法とよばれる専門分野に入るのに対して、国際取引法と国際私法は国際私法とよばれる専門分野に入りますので、2つに分けることも可能ですし、前者3科目を第1類の公法に、後者2科目は第2類の私法に入れることも可能です。さらに、第6類にある地方自治論Ⅰ、地方自治論Ⅱも第1類（具体的には行政法科目）と密接に関わる科目です。

このように、専門分野を区分するというのは決して簡単ではありません。しかし、法学部での学び方を考えるとき、専門区分を意識しながら、ある分野を中心に学ぶということは意味のあることです。ここでは法学部での履修における代表的タイプとして、①公法を中心に学ぶタイプ、②私法を中心に学ぶタイプ、③法をいろいろな角度から幅広く学ぶタイプを取り上げ、それぞれに対して簡単なアドバイスをします。というのも、一般に、法律は「公法」と「私法」に大別されると考えられているからです。ただし、それに対する批判もあります。詳しくは講義で聴いてください。

1. 公法を中心に学ぶときには

公法とは、国・地方公共団体と個人の関係、および国・地方公共団体内部の関係についての法のことをいいます。公法の典型は憲法と行政法です。したがって、公法を学ぶ場合には、憲法と行政法（ともに第1類）の履修は欠かせません。憲法は憲法Ⅰ、憲法Ⅱ、憲法Ⅲ及び憲法Ⅳからなり、憲法Ⅰ及び憲法Ⅱは1年生から履修できます。行政法は、行政法総論（Ⅰ・Ⅱ）、行政法各論（Ⅰ・Ⅱ）、行政救済法の5つに分かれており、配当学年は2年生・3年生及び4年生ですが、いずれも履修は欠かせません。そのほかに、国際公法とよばれる分野の科目である第5類の国際法一部（Ⅰ・Ⅱ）、国際法二部（Ⅰ・Ⅱ）、国際経済法や、行政法の一部である地方自治法に関連する地方自治論（Ⅰ・Ⅱ）（第6類）も履修しておきたい科目です。

刑事法（第3類）は、第1類とは区別されていますが、広い意味での公法に属します。刑法は法律学全体のなかでも最も基本的科目の一つですから、公法を重点的に学ぶ以上、刑法総論（Ⅰ・Ⅱ）、刑法各論（Ⅰ・Ⅱ）、の履修は不可欠です。そのほか、刑事訴訟法（Ⅰ・Ⅱ）、刑事政策（Ⅰ・Ⅱ）もあわせて履修しておいたほうがよい科目です。第6類の政治学関係科目も、第1類の科目と近い関係にあるものが多いので、できるかぎり履修しておいた方がよいでしょう。

2. 私法を中心に学ぶときには

私法とは、私人（企業を含む）間の関係についての法のことをいいます。私法の典型は民法と商法（ともに第2類）です。私法を中心に学ぼうとするのであれば、民法と商法の履修は不可欠です。民法は非常に幅の広い領域を扱っており、条文の数も多い法律ですので、民法総則（Ⅰ・Ⅱ）、物権法（Ⅰ～Ⅲ）、債権法総論（Ⅰ・Ⅱ）、債権法各論（Ⅰ・Ⅱ）、そして家族法（Ⅰ・Ⅱ）、と11科目に分かれています。11科目全部を履修すると22単位を修得できます。そのうち民法総則Ⅰと家族法Ⅰは1年生で履修できます。民法全体、さらには私法全体を理解するうえでとても重要な科目ですから、必ず履修し、内容をきちんと把握してください。

商法も範囲が広いので、商法総論、会社法（Ⅰ～Ⅲ）、商取引法、手形法・小切手法、保険法という6科目に分けられています。商法について注意しなければならないのは、民法を履修しないで商法を受講しても理解できないということです。商法の講義は民法についての知識が前提となっているからです。このようなことが法律の勉強ではしばしばあります。法律は順序だてて勉強しなければならないのです。

私法を中心に勉強するためには、民法と商法のほかに、第2類にあるすべての科目、つまり民事手続法入門、民事訴訟法（Ⅰ～Ⅲ）、民事執行法・保全法、倒産法、知的財産法（Ⅰ・Ⅱ）、そして労働法（Ⅰ～Ⅲ）、いずれも履修が不可欠です。第2類以外にも私法に関連する科目があります。まず、国際化の進展が著しい今日、第5類の国際取引法、国際私法の履修が必要です。さらに、第1類では経済法（Ⅰ・Ⅱ）の履修が必要ですし、できれば税法も履修すべきです。

3. 法をいろいろな角度から見るためには

公法や私法という、いわゆる「実定法」について学ぶだけが法学ではありません。法の知識をもっと広げ、より深めるためには、第4類にある法哲学（Ⅰ・Ⅱ）、西洋法制史（Ⅰ・Ⅱ）、日本法制史（Ⅰ・Ⅱ）、ローマ法、法文化論といった基礎法学とよばれる分野の科目、英米法、ドイツ法、フランス法といった外国法分野の科目を履修することが有益です。これらを勉強することによって、法という社会規範の性質を、広い背景の中に位置づけて理解することができるからです。

また、政治学（Ⅰ・Ⅱ）、政治思想史（Ⅰ・Ⅱ）、比較政治論（Ⅰ・Ⅱ）、国際政治論（Ⅰ・Ⅱ）、行政学（Ⅰ・Ⅱ）、地方自治論（Ⅰ・Ⅱ）、平和学といった政治学分野（第6類）の科目や、第8類にある経済学関係の科目も、社会現象と法との関係を別の観点からとらえ直し、実定法の政治的・経済的意味を学ぶために役立つと思われます。

このように、公法、私法といった区分にこだわらず、法をより広い視野から、あるいは別の観点から見ることに関心があり、上記の基礎法や外国法の科目を履修しようとする場合でも、公法や私法の基本科目（憲法、行政法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法）の履修は必要です。基本的な法の知識が、基礎法や外国法を理解する前提となっているからです。

政治や行政に関する勉強をしたいと思っている場合、第6類の科目を履修するのは当然のこととして、そのほかに憲法、行政法、国際法、労働法、経済法などを履修すること、さらには第8類の経済学関係科目を履修することが有益です。

Ⅳ. 演習科目（ゼミナール）はよく考えて選ぼう

大きな教室で行なわれる講義科目は、どちらかというと先生の話をよく理解することが学習の中心です。これに対して、小教室で先生から直接的に指導を受け、少人数の参加者との意見交換を通して、あるテーマについての学問的な理解を深め、最終的に論文形式のレポート（＝自分自身の作品）としてまとめあげる場が演習（ゼミナールあるいは略してゼミともいいます）科目です。学科課程（カリキュラム）の第7類にある、基礎演習Ⅰ、基礎演習Ⅱ、演習一部、演習二部がそれにあたります。また、少人数で外国語（英語・ドイツ語・フランス語のいずれか）の専門書を読む外国書講読も演習科目に入ります。

演習科目の特徴は、多くの先生がそれぞれ独自の授業内容を提示して参加者を募集し、皆さんは自分の希望する先生の演習クラスを選ぶことができる点にあります。基礎演習Ⅰ、基礎演習Ⅱ、演習一部、演習二部については、毎年それぞれ20人前後の先生が演習クラスを募集します。外国書講読については、英語が6人程度、ドイツ語とフランス語は1～2人の先生が講読クラスを募集しています。演習科目では1クラスの人数の上限があり、希望者が多い場合は選抜されることになるので、希望した先生のクラスに必ず参加できるわけではありませんが、第一希望のクラスに採用されなかった人のために、第2次募集で別のクラスに応募する機会があります。

演習は、他人の意見をよく聞き、資料を読み、自分の意見を論理的にまとめ、それを述べたり書いたりする訓練の場になります。そのような訓練は、就職活動や社会生活の中でも必ず役に立つはずですから、積極的に参加してください。本学部の場合、演習科目を履修するかしないかは（国際法務コースを除いて）自由になっていますが、上に述べた演習科目の趣旨からいえば、基礎演習Ⅰ、基礎演習Ⅱ、演習一部、演習二部はできる限り履修すべきです。語学力に自信があれば、外国書講読にも挑戦してください。

どの専門分野のどの先生の演習に参加するかを決めることは、皆さんの勉学生活にとって重要な選択です。それは、皆さんが法学部でとくにどんな勉強をしたいと考えるかと直接的に関係するからです。自分の学問的関心を基準に選ぶのも一つの方法でしょうし、将来の職業選択との関連で選んでもかまいません。大事なことは、よく考えて、方針をもって選ぶことです。

Ⅴ. 大学院進学について

皆さんの中で、法学部卒業後に大学院に進学することを考えている人がいると思います。大学院といっても2つの

性格の異なった大学院があります。ひとつは、司法試験合格をめざすことになる法曹養成のための法科大学院（法務研究科）です。もうひとつは、法学の学問研究を続け、修士論文・博士論文を書くための大学院（法学研究科）です。前者については少し詳しく、後者については簡単に説明しておきます。

1. 法科大学院（法務研究科）

（1）法科大学院とは何か

2004年（平成16年）度から、法曹（裁判官、弁護士、検察官）を養成する仕組みが大きく変わりました。法曹になるために司法試験に合格しなければならないという点は同じですが、2006年（平成18年）から開始された司法試験（試験の仕組みを少し変えたので「新司法試験」と呼ばれました）の受験資格を得るには、これからは法科大学院を修了することが前提となったのです。一部例外として、法科大学院を修了しない場合には「司法試験予備試験」というものを受験して司法試験受験資格を取得することも可能ですが、法科大学院を修了し司法試験の受験資格を得ることが一般的な道となりました。司法試験の合格者数は毎年約2000人弱で、2015（平成27）年度は1850人、2016（平成28）年度は1583人、そして2017（平成29）年度は1543人でした。したがって、皆さんが司法試験に合格して法曹になるには、法科大学院を修了するという道を選ぶ必要があります。

法科大学院は3年で修了するのが原則です。法科大学院には法学部を卒業していない人、法学を学んでいない人でも入学できます。しかし、法律全般に関わる知識をわずか3年で、しかも高い水準で修得することを求められる法科大学院では、法学部を卒業していることがとても有利であることはまちがいありません。

また、法科大学院は、法学に関してすでに一定水準以上の学力・知識をもっている人については、2年で修了できる課程（「既修者コース」といいます）を設けています。そこで、各法科大学院がそのような者であるかどうかを判定する試験（「既修者認定試験」といいます）を実施しています。

（2）法科大学院に進学するための試験

では、法科大学院に入るには、どうすればよいのでしょうか？

各法科大学院は独自の入学試験を実施しています。試験の仕方はさまざまですが、共通しているのは小論文試験です。そのため、小論文対策がポイントになります。

なお、法科大学院の既修者コースの合格を目指すためには、憲法、民法、刑法について特に勉強することが必要ですが、加えて、行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法もしっかり勉強しましょう。

（3）法科大学院入試への対策

前に紹介したように、法曹養成コース（84頁）は、まさに3年間かけて法科大学院入試への対策を行うコースです。そして、その中心となる科目が法曹養成実習Ⅰ～Ⅲです。法科大学院への進学を考えている人は、必ずこの科目を履修してください。3年間の履修をとおして、法科大学院しかも既修者コースの合格に必要な学力をつけることができるはずです。

また、法学部で開講している課外講座「法科大学院対策講座」を併せて利用することが有効です。その点についても法曹養成実習の授業の中で説明します。

2. 法学研究科

法学部を卒業したのち、さらに勉強を続け、より専門的な研究がしたい人のために、大学院法学研究科があります。法学研究科には2つの段階（課程）があります。最初が「博士課程前期課程」で2年の課程です。最近の制度改革で、この課程には従来型の法学・政治学研究者養成を目指す法学研究コース以外に、法学専修コースという選択肢も認められるようになりました。

法学専修コースでは、入学者の多様なニーズに柔軟に応じられるような仕組みが取り入れられました。まず、入学試験の必須科目から外国語が外されました。次いで、修了要件も、（a）専門的な意味での独自性や明確な問題意識等が問われる修士論文を作成する場合の法学専修（論文）コースと、（b）着実な研究成果を示すリサーチペーパーの提出で足りる法学専修（一般）コースのいずれかを選択できます。いずれのコースでも、博士前期課程を修了すれば「修

士（法学）」の学位が授与されます。

その後にあるのが研究者養成を目指す「博士課程後期課程」で3年の課程です。博士論文を提出してこの課程を修了すると「博士（法学）」の学位が授与されます。

法学部の学生が法学研究科博士前期課程に進むには2つの方法があります。第一は、本学法学部を一定の優秀な成績で卒業する学生を対象とした特別選考です。この方法の成績基準に達した学生は、筆記試験なしで選考を受けられます。第二は、9月の秋季入試と2月の春期入試の二回にわたって行われる一般選考です。法学研究コースでは専門科目2科目と外国語科目1科目、また法学専修コースでは専門科目・外国語科目の中から専門科目を最低1科目含む合計2科目について、筆記試験と面接試験とがあります。

上記いずれの事項についても、詳しくは教務課（大学院担当）または入試課にお問い合わせ下さい。

VI. 勉強質問メール

法学部での学びについて、疑問を感じたときには、教員と顔を合わせて直接質問するのが最も良い方法です。もっとも、法学部では、勉強質問メールを利用して、法学部の専任教員に質問することも可能です。

メールアドレス:hogaku@mail.tohoku-gakuin.ac.jp

勉強質問メールを利用して質問する場合には、次のことを守って下さい。

- (1) メールタイトルの、学生番号と氏名を書いて下さい。
- (2) 本文の中で質問したい教員の名前と科目名を書いて下さい。
- (3) 本文の中で、学生番号と氏名をもう一度書いて下さい。

***** 勉強質問メールで質問が可能な教員は、法学部の専任教員が担当している科目に限られます。それ以外の教員に対する質問は、オフィス・アワーを利用して下さい。

ま と め

これまで述べてきたことは、あくまでも、皆さんが「何をどう学ぶか」を考えるためのヒントにすぎません。卒業に必要な条件を満たし、自分なりの方向づけさえはっきりしていれば、科目の選択の仕方は自由です。むしろ、個人ごとに多様な方が良いわけです。大事なのは、自分でよく考え、あるいは考え続け、そして、それを皆さんの勉強に反映させていくということです。皆さんの健闘を祈ります。

《資料》 各種試験のために履修が必要な科目

- 注意 1 試験科目・形式については受験雑誌等で各自調べること。法学部で開講されていない科目が試験科目になっている場合も多いので注意すること。
- 2 ◎は必ず出題されている科目に関わる講義、○は選択科目となっている科目に関わる講義を表す（必ずしもその科目が試験科目として明示されているわけではない）。
- 3 難易度は、1 が最も易しく、5 が最も難しいことを示すが、一応の目安にすぎないので、絶対視しないこと。

	司 法 試 験	司 法 書 士 試 験	裁判 所 事務 官 総合 職	裁判 所 事務 官 一般 職	家 裁 調 査 官 補 総合 職	国家 公務 員 総合 職行政	国家 公務 員 総合 職法律	国家 公務 員 一般 職行政	地方 公務 員 上級 行政 職	労働 基準 監督 官A(法文系)	国 税 専 門 官	行 政 書 士 試 験
難 易 度	5	4	4	3	4	4	4	3	3	3	3	3
(1年)												
憲 法 I 、 II	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
民 法 総 則 I	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
家 族 法 I	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎
法 曹 養 成 実 習 I	◎											
(2年)												
憲 法 III 、 IV	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
民 法 総 則 II	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
物 権 法 I	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
債 権 法 各 論 I	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
会 社 法 I	◎	◎					○				◎	◎
刑 法 総 論 I 、 II	◎	◎	○	○	◎		○		◎	◎		
国 際 法 一 部 I 、 II	○					○	○					
経 済 原 論 I 、 II			○	○		◎	◎	◎	◎	◎	◎	
国 際 経 済 論 I 、 II						○		◎	◎	◎		
法 曹 養 成 実 習 II	◎											
(3年)												
行 政 法 総 論 I 、 II	◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
物 権 法 II 、 III	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
債 権 法 総 論 I 、 II	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
債 権 法 各 論 II	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
家 族 法 II	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
会 社 法 II 、 III	◎	◎					○				◎	◎
手 形 法 ・ 小 切 手 法	◎						○				◎	◎
民 事 訴 訟 法 I 、 II 、 III	◎	◎	○									
民 事 執 行 法 ・ 保 全 法		◎										
知 的 財 産 法 I ・ II	○											
労 働 法 I 、 II	○						○		◎	◎		○
刑 法 各 論 I 、 II	◎	◎	○	○	◎		○		◎	◎		
刑 事 訴 訟 法 I 、 II	◎		○									
国 際 法 二 部 I 、 II	○					○	○					
国 際 私 法	○											
政 治 学 I 、 II						◎	○	◎	◎		◎	
国 際 政 治 論 I 、 II						○		◎	◎		◎	
地 方 自 治 論 I 、 II							○		◎			○
行 政 学 I 、 II						○	○	◎	◎		◎	
財 政 学 I 、 II						◎	◎	◎	◎		◎	
経 営 学 (教 養 科 目)						○		◎	◎	◎	◎	
法 曹 養 成 実 習 III	◎											
(4年)												
行 政 法 各 論 I 、 II	◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
行 政 救 済 法	◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
経 済 法 I 、 II	○											
税 法	○											○
環 境 法	○					○						
社 会 保 障 法						○		◎	◎	◎		
保 険 法												
倒 産 法	○	◎	○									
労 働 法 III	○						○		◎	◎		○
刑 事 政 策 I 、 II												
国 際 経 済 法												
国 際 取 引 法												
政 治 思 想 史 I 、 II						◎		◎	◎		◎	
比 較 政 治 論 I 、 II						○		◎	◎		◎	
平 和 学												
社 会 保 障 論 I 、 II						○		◎	◎	◎		

〔専門教育科目とコース別卒業要件〕 - 2013～2016（平成25～28）年度入学生用 -

区 分		授 業 科 目	配 当 学 年	単 位	コースの名称と卒業要件					
					政 策 ・ 行 政	企 業 法 務	国 際 法 務	法 律 専 門 職	法 曹 養 成	総 合 法 務
専 門 教 育 科 目	導 入 科 目	大学生生活入門	1	2	4	4	4	4	4	4
		法学の基礎	1	2						
		法的思考入門	1	2						
	第 一 類（公 法）	憲法Ⅰ	1	2	8	6	4	8	8	4
		憲法Ⅱ	1	2						
		憲法Ⅲ	2	2						
		憲法Ⅳ	2	2						
		行政法総論Ⅰ	3	2						
		行政法総論Ⅱ	3	2						
		行政法各論Ⅰ	4	2						
		行政法各論Ⅱ	4	2						
		行政救済法	4	2						
		経済法Ⅰ	4	2						
		経済法Ⅱ	4	2						
		税法	4	2						
		環境法	4	2						
		社会保障法	4	2						
	第 二 類（民 事 法）	民法総則Ⅰ	1	2	10	20	10	20	24	10
		民法総則Ⅱ	2	2						
		物権法Ⅰ	2	2						
		物権法Ⅱ	3	2						
		物権法Ⅲ	3	2						
		債権法総論Ⅰ	3	2						
		債権法総論Ⅱ	3	2						
		債権法各論Ⅰ	2	2						
		債権法各論Ⅱ	3	2						
		家族法Ⅰ	1	2						
		家族法Ⅱ	3	2						
		商法総論	3	2						
		会社法Ⅰ	2	2						
		会社法Ⅱ	3	2						
		会社法Ⅲ	3	2						
		商取引法	4	2						
		手形法・小切手法	3	2						
		保険法	4	2						
		民事手続法入門	2	2						
		民事訴訟法Ⅰ	3	2						
		民事訴訟法Ⅱ	3	2						
		民事訴訟法Ⅲ	3	2						
		民事執行法・保全法	3	2						
		倒産法	4	2						
		労働法Ⅰ	3	2						
		労働法Ⅱ	3	2						
		労働法Ⅲ	4	2						
		知的財産法Ⅰ	3	2						
		知的財産法Ⅱ	3	2						
	第 三 類（刑 事 法）	刑法総論Ⅰ	2	2	4	4	4	6	8	4
		刑法総論Ⅱ	2	2						
		刑法各論Ⅰ	3	2						
		刑法各論Ⅱ	3	2						
		刑事訴訟法Ⅰ	3	2						
		刑事訴訟法Ⅱ	3	2						
		刑事政策Ⅰ	4	2						
		刑事政策Ⅱ	4	2						

区 分		授 業 科 目	配 当 学 年	単 位	コースの名称と卒業要件					
					政策・行政	企業 法務	国際 法務	法律専門職	法曹養成	総合 法務
専 門 教 育 科 目	第四類 （基礎法）	法哲学Ⅰ	4	2						
		法哲学Ⅱ	4	2						
		西洋法制史Ⅰ	3	2						
		西洋法制史Ⅱ	3	2						
		日本法制史Ⅰ	3	2						
		日本法制史Ⅱ	3	2						
		ローマ法	3	2						
		英米法	3	2						
		ドイツ法	4	2						
		フランス法	4	2						
		法文化論	4	2						
	第五類 （国際法）	国際法一部Ⅰ	2	2	2	10				12
		国際法一部Ⅱ	2	2						
		国際法二部Ⅰ	3	2						
		国際法二部Ⅱ	3	2						
		国際経済法	4	2						
		国際取引法	4	2						
		国際私法	3	2						
		国際人権・人道法	4	2						
	第六類 （政治学）	政治学Ⅰ	3	2	10					
		政治学Ⅱ	3	2						
		政治思想史Ⅰ	4	2						
		政治思想史Ⅱ	4	2						
		国際政治論Ⅰ	3	2						
		国際政治論Ⅱ	3	2						
		比較政治論Ⅰ	4	2						
		比較政治論Ⅱ	4	2						
		地方自治論Ⅰ	3	2						
		地方自治論Ⅱ	3	2						
		行政学Ⅰ	3	2						
		行政学Ⅱ	3	2						
		平和学	4	2						
	第七類 （演習）	基礎演習Ⅰ	1	2			4			
		基礎演習Ⅱ	2	2						
		演習一部	3	4						
		演習二部	4	4						
		外国書講読Ⅰ（英語）	3	4						
		外国書講読Ⅱ（ドイツ語）	3	4						
		外国書講読Ⅲ（フランス語）	3	4						
	第八類	経済原論Ⅰ	2	2						
		経済原論Ⅱ	2	2						
		国際経済論Ⅰ	2	2						
		国際経済論Ⅱ	2	2						
		財政学Ⅰ	3	2						
		財政学Ⅱ	3	2						
		社会保障論Ⅰ	4	2						
		社会保障論Ⅱ	4	2						
海外研究Ⅰ		2	2							
海外研究Ⅱ		2	2							
法学専門技能		3	2							
コミュニケーション技能		1	2							
第九類	専門特殊講義	3	2							
小 計					36	36	36	38	44	34
自由科目	法曹養成実習Ⅰ	1	2							
	法曹養成実習Ⅱ	2	2							
	法曹養成実習Ⅲ	3	2							

各学年の始めにあたって

2年生、3年生、4年生になられた皆さん、気持ちも新たに新学期を迎えたことと思います。皆さんはすでに法学部での学生生活を送ってきた経験があるわけですから、いまさら新入生のときのように履修に関しての詳細な注意は不要かと思います。しかし、以下では、すでに皆さんが知っているはずのことで重要な点をいくつか指摘しています。しっかり読んで確認してください。

〈2年生〉

2年生の科目登録にとって重要なことを三つ指摘します。

まず、教養教育科目であれ、法学部の専門科目であれ、①泉キャンパスで開講している科目の単位を落としてはならないということです。他の学科と違って、皆さんには2年生での原級止め（3年生に進級するためのハードル）がありません。従って、制度的には、泉キャンパス開講科目の単位をいくら落としても自動的に来年は3年生になります。しかし、専門科目が集中する土樋キャンパスでの講義の合間に、泉キャンパスで講義を受けることは大変な困難を伴います。また、3年生以降での就職活動の際に必要な「卒業見込証明書」は一定以上の単位を取得していなければ発行されません。これは、各学年での学科課程を順調にこなしてきたことの証明でもありますから、それができていなければ発行されないことになり、皆さんの将来に著しく影響を及ぼします。泉キャンパスでの1年生の成績を挽回するチャンスは、唯一、2年生での学習にかかっているのです。卒業に不可欠となる科目の単位を1年次に落とした人は、その科目の単位修得に全力を尽くしてください。単位を取得できなかったということは、それ以上の努力をしなければまたその単位を落とす可能性が高いということであり、そして、それが将来を左右することを肝に銘じてください。

重要点の2つめは、②将来の進路を見通して学習ガイドとしてのコースを選択することです。各学習コースの概要は、この要覧の「法学部で何をどう学ぶか」をもう一度参照してください（66頁からの「平成30年度入学生向け」）。自分の将来や進路を考えながら、履修科目を選んでしっかり勉強してください。登録できる全ての専門教育科目を登録したけれど、結局どの授業にも身が入らず、勉強も中途半端になるというのが一番いけません。

それから最後に、③遅くとも夏休みごろまでに将来の進路・方向性を決めることが大切です。特に資格試験や公務員試験等を目指す人は必要な情報をできるだけ早く収集し、受験対策のための生活設計（アルバイトに費やす時間を調整して、勉強時間を確保するなど）をすると共に、早々に勉強に着手しなければなりません。また、民間企業を目指す人も、早いところでは夏休みに2年生を対象とした企業セミナーなどが開催されるので（特に放送業界）、情報の収集を怠らないように注意が必要です。

〈3年生〉

3年生は専門教育の中心学年です。土樋キャンパスで開講される専門教育科目を順調に学習するのは大変なことなのですが、3年次終了時点で卒業単位をほとんど修得（残り10単位以内）しておけるような履修計画が望ましいでしょう（「専門教育科目とコース別卒業要件」（78～79頁）参照）。

各種資格試験をめざす場合、3年生になった今をきっかけに受験対策に集中してください（前掲（77頁）の「各種試験のために履修が必要な科目」を参照してください）。特に各種公務員、準公務員をめざす人は、3年生の前期から本格的に集中しなければ絶対に間に合いません。というのは、行政改革、民営化、規制緩和、市町村合併などにより公務員、準公務員の採用数は年々少なくなり、競争が激しくなっているからです。その意味では、先輩（とくに何年前に合格した先輩）の経験は通用しなくなってきました。

民間への就職を考えている人は、3年生の秋から就職活動が具体的に動き始めます。自分の進路についてまだ明確な考えをもっていない人は、夏休み前までに、「自分は何をしたいのか、どのように生きていきたいのか」を真剣に考えてください。また、どのような職種を目指すにしても、これからは英語力が問われますから、秋ごろまでにTOEICスコア・レベルアップの努力をしてください（600点以上あれば就職活動に大変有利です）。

〈4年生〉

4年生は大学生生活の実りを収穫する学年です。自分はどのコースで卒業するのか、そのためにはどこで何単位不足しているのかを再確認し（「専門教育科目とコース別卒業要件」（91～93頁）参照）、十分な余裕をもって科目登録してください。というのも、4年生では、就職活動や各種試験の受験、教育実習などのため、講義を欠席せざるをえないこともあります。3年生まで順調に履修できていたとしても、思わぬことから単位を落とすことも考えられます。

1年から3年で履修しなかった科目、履修したが単位を取得できなかった科目の中で、自分の進路、将来を考えたとき、本来ならば履修しておかなければならない科目はありませんか。科目登録では、4年におかれている科目だけではなく、自分にとっての履修のまとめという観点から登録科目を考えることも必要です。

尚、進学を考えている人は、前掲（87頁）の「大学院進学について」を参照してください。